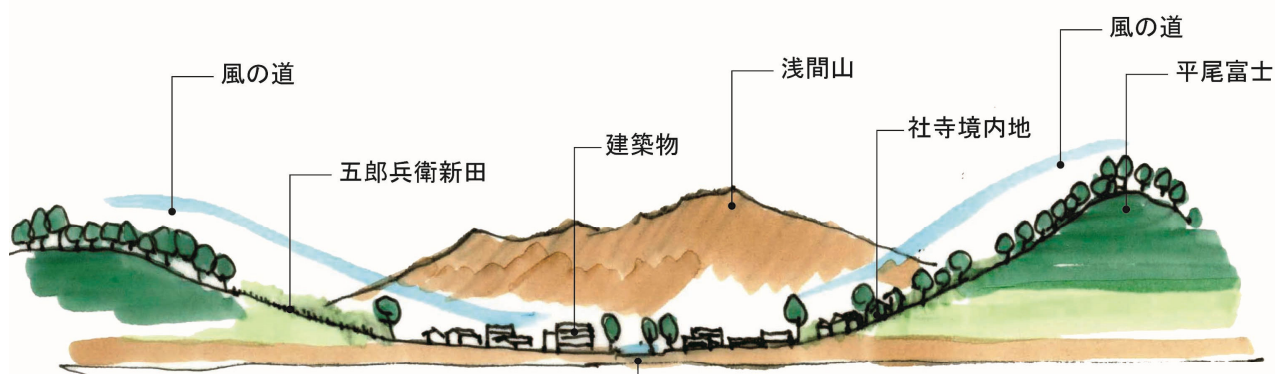
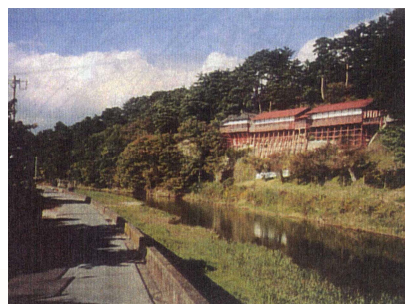


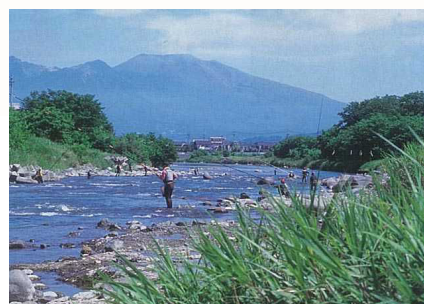
佐久市緑の基本計画



水と緑が輝き
人と自然が共生する
公園都市 佐久



市街地
千曲川



平成 20 年 3 月

佐 久 市

目 次

第1章 計画の前提	3
(1) 緑の基本計画とは	3
(2) 緑の基本計画の位置付け	3
(3) 緑の機能と基本計画の効果	4
(4) 計画対象区域	5
(5) 対象とする緑	6
(6) 策定体制	6
第2章 緑の現況と課題	9
2-1 本市の概況と緑の現況	9
(1) 社会的条件	9
(2) 自然的条件	14
(3) 緑の現況	18
(4) アンケート調査結果からの方向性	23
2-2 緑の課題	24
(1) 上位関連計画等からみた課題	24
(2) 緑地及び公園整備からみた課題	26
(3) 緑の役割からみた課題	27
第3章 緑地の保全及び緑化の目標	33
(1) 基本理念	33
(2) 緑の将来像	33
(3) 基本方針	35
(4) 将来フレームの設定	39
第4章 緑地の配置方針	43
4-1 機能別緑地の配置方針	43
(1) 環境保全系統からみた緑地の配置方針	43
(2) レクリエーション系統からみた緑地の配置方針	44
(3) 防災系統からみた緑地の配置方針	45
(4) 景観形成系統からみた緑地の配置方針	46
4-2 都市公園の配置方針	47
(1) 住区基幹公園の配置方針	47
(2) 都市基幹公園の配置方針	48
(3) その他公園及び大規模公園の配置方針	49

第5章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策	55
5-1 みんなで緑を守る	56
(1) 開発に対しての適切な指導・監視	57
(2) 生き物空間の保全	57
(3) 自然環境保全対策の推進	57
(4) 条例等による保全と管理	57
5-2 みんなで緑を育てる	59
(1) 街並み緑化の推進	59
(2) 環境学習の推進	60
(3) 緑化情報の発信	60
5-3 みんなで緑を創る	61
(1) 都市公園の整備	62
(2) 特色のある公園の整備	62
(3) 公共施設の緑化	63
(4) 民有地での緑化の推進	64
5-4 施策と今後の展開	64
第6章 先導的地区等の整備	67
(1) 緑地の保全に重点的に配慮を加えるべき先導的地区	68
(2) 重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき先導的地区	70
資料編	77
用語解説	77

第1章

計画の前提

第1章 計画の前提

(1) 緑の基本計画とは

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画として規定されている計画制度で、市町村が緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のために策定する計画です。

都市緑地法 第四条

市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という）を定めることができる。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 緑地の保全及び緑化の目標
- 二 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項
- 三 次に掲げる事項のうち必要なもの
 - イ 地方公共団体の設置に係る都市公園（都市公園法第二条第一項に規定する都市公園をいう。以下同じ。）の整備の方針その他保全すべき緑地の確保及び緑化の推進の方針に関する事項
 - ロ 特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項で次に掲げるもの
 - (1) 緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項
 - (2) 第十七条の規定による土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項
 - (3) 第二十四条第一項の規定による管理協定（次章第一節及び第二節において単に「管理協定」という。）に基づく緑地の管理に関する事項
 - (4) その他特別緑地保全地区内の緑地の保全に関し必要な事項
 - ハ 緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項
 - ニ 緑化地域における緑化の推進に関する事項
 - ホ 緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項

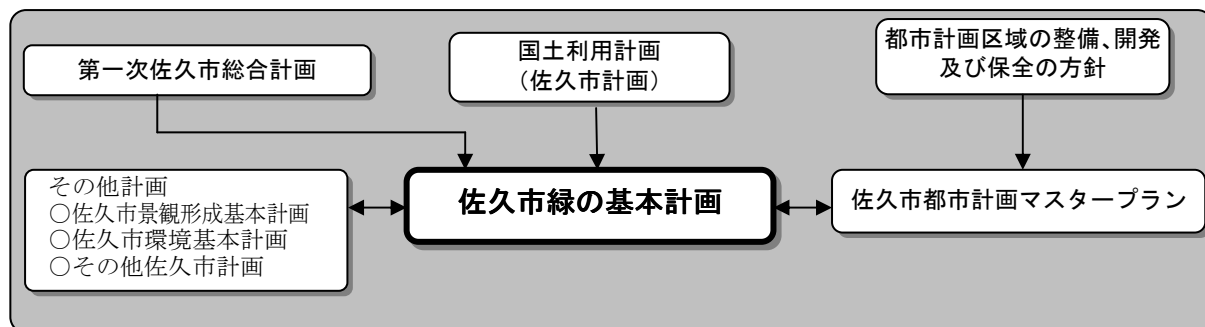
(2) 緑の基本計画の位置付け

緑の基本計画は、都市緑地法に基づいて市町村が主体となって策定する計画で、計画の策定に当たっては、第一次佐久市総合計画（基本構想・基本計画）、国土利用計画（佐久市計画）を上位計画とします。

本市では、旧佐久市において「佐久市緑の基本計画」（平成14年3月）を策定し、緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を推進してきました。

平成17年4月1日合併による新佐久市の誕生により、全市で官民一体となり緑地の保全や緑化を進めるため、上位計画との整合を図りながら計画を策定するものです。

緑の基本計画と他の諸計画との関係は、以下のとおりです。



(3) 緑の機能と基本計画の効果

都市における良好な生活環境を形成するためには、一定の中長期的な目標のもとに都市公園の整備、緑地保全地区の決定等様々な施策を体系的に位置付け、系統的な緑地の配置計画に従って、緑地の保全・創出を図る必要があります。また、緑のもつ本来の機能及び緑の基本計画を推進することによる効果は以下のものがあります。

① 緑の本来の機能

- ・ 都市環境の保全
- ・ 余暇活動の場
- ・ 安全な街づくり
- ・ 景観を形成する要素

② 計画を推進することによる効果

- ・ 他の計画等と統合調整することにより、統一されたまちづくりができる
- ・ 市民の緑のまちづくりへの参加意識や気運が醸成される

① 緑の本来の機能

● 都市環境の保全

- ・ 都市気温の緩和、大気汚染浄化
- ・ 小動物の生息環境

都市の緑は、自然の状態でそのまま保全される原生的な自然とは異なり、保全・創出を行うための適切な管理や整備によって、生活環境と調和した自然的環境が確保されていくことが必要です。

都市の緑は、都市気温の緩和、大気汚染の浄化及び小動物の生息環境の維持・改善等都市環境を保全する機能があります。

● 余暇活動の場

- ・ 散策・自然学習の場
- ・ 休養・休息の場
- ・ 運動・遊びの場

緑のもつ多様な機能を活用することにより、市民の余暇活動の変化に対応した緑豊かで質の高い空間を確保することができます。

● 安全な街づくり

- ・ 延焼の遅延や防止
- ・ 災害時の避難場所
- ・ 流量の調整、洪水の防止

災害時における人々の避難地や避難路、火災の延焼防止帯、消防活動や救援活動となる拠点等として多様な機能をもつことから、緑を適切に配置・確保することにより、都市の安全性・防災性を高めることができます。

● 景観を形成する要素

- ・ 自然景観の形成
- ・ 田園景観の形成
- ・ 都市景観の形成

緑は、地域の気候・風土に応じて特徴ある多様性を有しており、四季の変化を実感できる快適な生活環境や美しい景観を創出することにより、市民生活にゆとりと潤いをもたらすことができます。

② 計画を推進することによる効果

● 他の計画等と統合調整することにより、統一されたまちづくりができる

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 総合計画・ 国土利用計画・ 都市計画マスタープラン・ 景観形成基本計画・ 環境基本計画・ その他佐久市計画 | <p>近年、身近な生活空間における自然との触れ合いや都市の安全性確保など緑に対する市民の関心はますます高まっており、これらに的確に応え、個性あるまちづくりを進める上で、どのような緑の将来像を持ち、公園緑地の整備・管理運営、緑化の推進、緑地の保全等を通じてどのように緑を確保していくのかを明確に示すことが、行政の大きな使命となっています。</p> <p>また、市関連計画との統合調整することにより、統一されたまちづくりが可能となります。</p> |
|--|---|

● 市民の緑のまちづくりへの参加意識や気運が醸成される

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 市民意見の反映・ 緑のまちづくり全般に対する姿勢の明確化・ 市民・企業・行政が一体となって緑のまちづくりを実現していく参加意識や気運の醸成 | <p>公共公益施設の緑だけでなく、民有地の緑も計画の対象とすることにより、本市の緑のまちづくり全般に対する姿勢を明確に示すこととなります。</p> <p>また、市民や企業等へのアンケートによる意見を反映させることにより、市民、企業等の幅広い理解や、緑のまちづくりへの参加意識や気運が醸成されることが期待できます。</p> |
|---|--|

(4) 計画対象区域

「緑の基本計画」で対象とする区域は、基本的には都市計画区域となります。ただし、本市では森林、河川、農地を含め、市街地と連続した緑を対象とすることが望ましく、本市全体を対象範囲として検討を進め、緑地整備などの施策は都市計画区域を重点的に検討します。

なお、都市計画区域は区域の変更にむけた検討が行われており、そのため、本計画では「想定都市計画区域」と表現します。これは現在の都市計画区域に、平成17年度都市計画基礎調査における「その他地区」(都市計画区域以外で市街化が進んでいると思われる地区)を加えた区域としています。

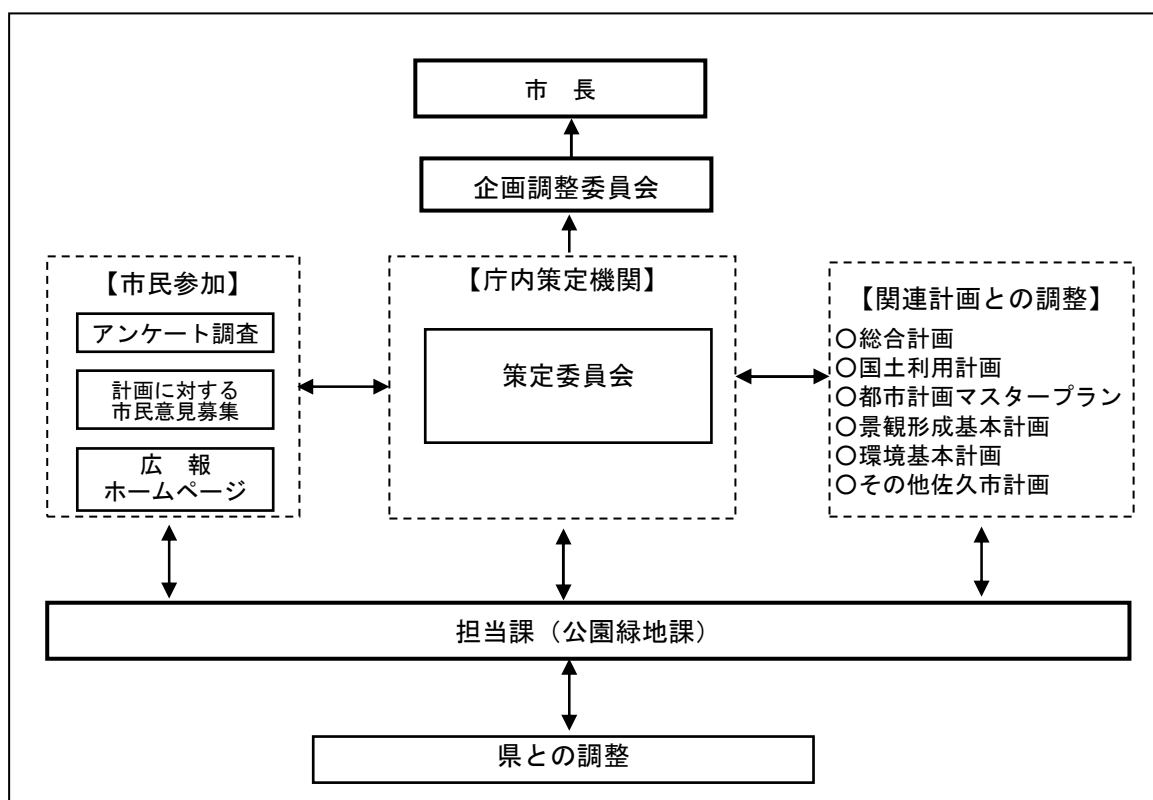
(5) 対象とする緑

本計画の対象とする緑は、将来においても自然的環境を有し、オープンスペースで簡単に形状が変更されないことを前提として、次のとおり、植物が生育する土地及びこれらと一体となった水面やオープンスペース等とします。

- ① 山林、雑木林（平地林及び斜面林）、社寺境内地、屋敷林、農地、牧草地等
- ② 河川、水路、湿地等の水面及び水辺
- ③ 公園、広場、グラウンド
- ④ 学校、庁舎、道路などの公共公益施設における植栽地等
- ⑤ 住宅、工場、事業所などにおける植栽地等

(6) 策定体制

本計画は以下の体制で検討、策定を進めました。



第2章

緑の現況と課題

第2章 緑の現況と課題

2-1 本市の概況と緑の現況

(1) 社会的条件

① 旧4市町村の沿革

旧佐久市（佐久地区）

1961年(昭和36年)4月1日北佐久郡浅間町と東村・南佐久郡野沢町と中込町の3町1村が郡境を越え合併して誕生しました。総面積は192.62k㎡です。

旧臼田町（臼田地区）

1957年(昭和32年)4月1日南佐久郡臼田町・田口青沼村の合併により臼田町が誕生しました。総面積は83.21k㎡です。

旧浅科村（浅科地区）

1955年(昭和30年)1月15日北佐久郡中津村・五郎兵衛新田村・南御牧村が合併して浅科村が誕生しました。総面積は19.52k㎡です。

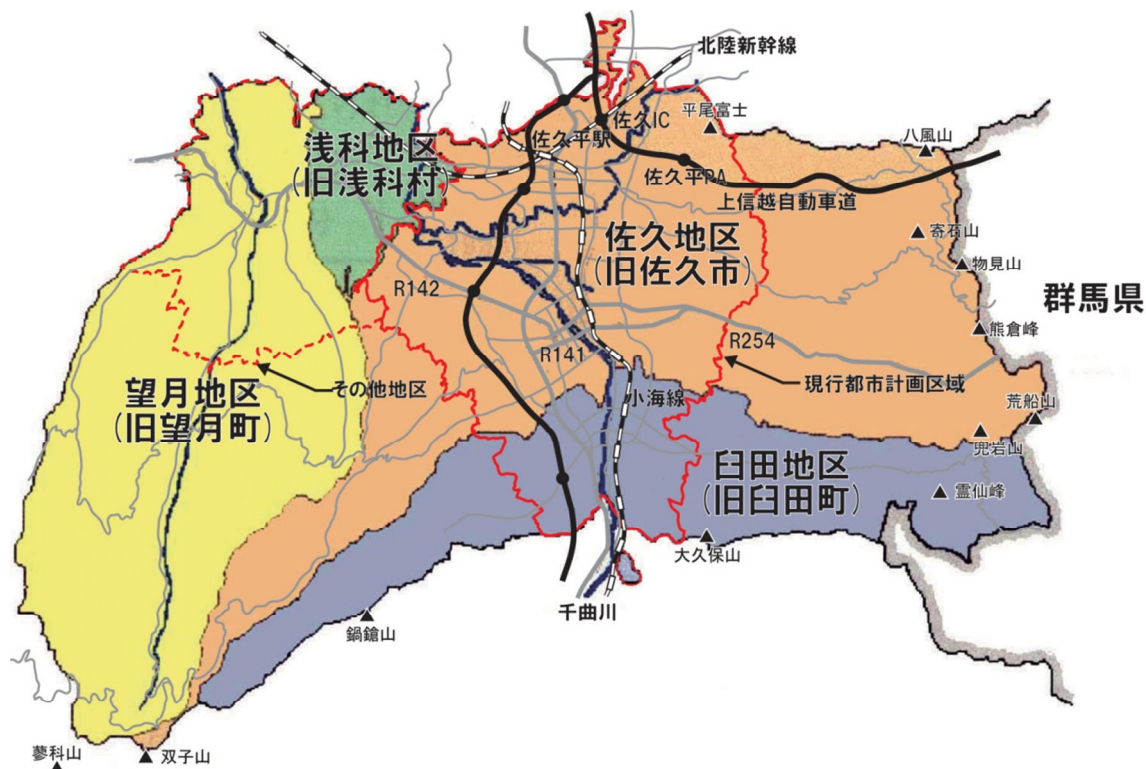
旧望月町（望月地区）

1959年(昭和34年)8月1日北佐久郡本牧町・布施村・春日村・協和村が合併して望月町が誕生しました。

また、1960年(昭和35年)4月15日望月町の一部が立科町に編入しました。総面積は128.64k㎡です。

なお、本計画においては、旧4市町村の区分を下図に示す4地区として、整理します。

■ 本市の各地区



出典；「平成17年度 佐久市都市計画基礎調査」

平成 17 年 4 月 1 日、旧佐久市・臼田町・浅科村・望月町が合併して、10 万都市「新佐久市」が誕生し、その総面積は 423.99k m²となりました。

地区の特徴

佐久地区	佐久地区は北陸新幹線佐久平駅、上信越自動車道佐久インターチェンジを擁し、交通の要衝となっています。また、日本最初の洋風学校である旧中込学校、古くから栄えた岩村田宿跡、鎌倉時代の館跡遺構である伴野城跡等多くの史跡が残されています。
臼田地区	臼田地区は数多くの福祉施設を備えており、また、龍岡城五稜郭とともに、JAXA 臼田宇宙空間観測所のパラボナアンテナ、うすだスタードーム、コスモタワー等の文化・観光資源を有しています。
浅科地区	浅科地区は全国でも屈指の良質米「五郎兵衛米」の産地として有名な穀倉地帯で、旧中山道の千曲川川越しの宿として栄えた塩名田宿跡、皇女和宮が降嫁の折に宿泊した八幡宿跡が残され、八幡神社の境内には国指定重要文化財「高良社」があります。
望月地区	望月地区は平安時代には朝廷直轄牧場として栄え、現在でも馬事公苑があり、草競馬大会が行われています。また、山間部にはゴルフ場や3つの温泉郷、春日溪谷、旧中山道望月宿等、観光・レクリエーション施設を多く有しています。

② 人 口

● 人口・世帯数

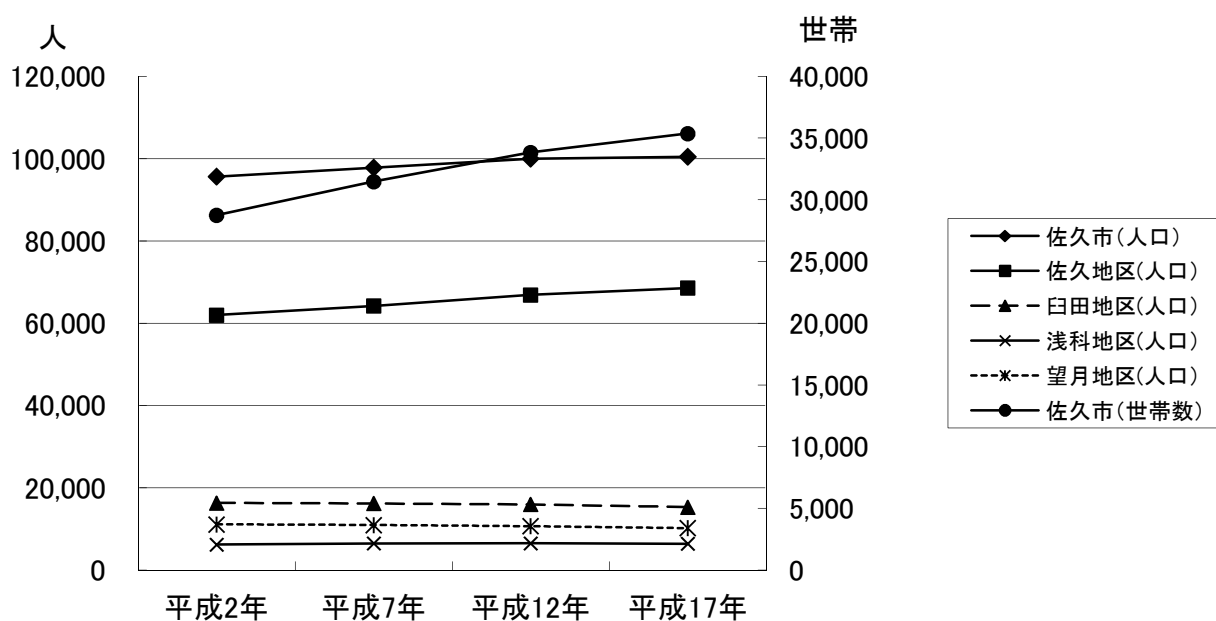
図表で示すように、平成 2 年に 95,625 人(28,759 世帯)から平成 17 年 100,462 人(35,362 世帯)へと安定した増加傾向にあります。また、世帯構成人員は平成 2 年 3.33 人から平成 17 年 2.84 人と減少傾向を示し、核家族化への進行がうかがえます。

表 人口・世帯数

	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数
佐久市	95,625	28,759	97,813	31,483	100,016	33,836	100,462	35,362
佐久地区	62,003	19,068	64,206	21,268	66,875	23,197	68,576	24,734
臼田地区	16,301	4,846	16,178	5,059	15,962	5,262	15,311	5,182
浅科地区	6,213	1,730	6,473	1,945	6,504	2,035	6,370	2,119
望月地区	11,108	3,115	10,956	3,211	10,675	3,342	10,205	3,327

資料:国勢調査

図 人口・世帯数の推移

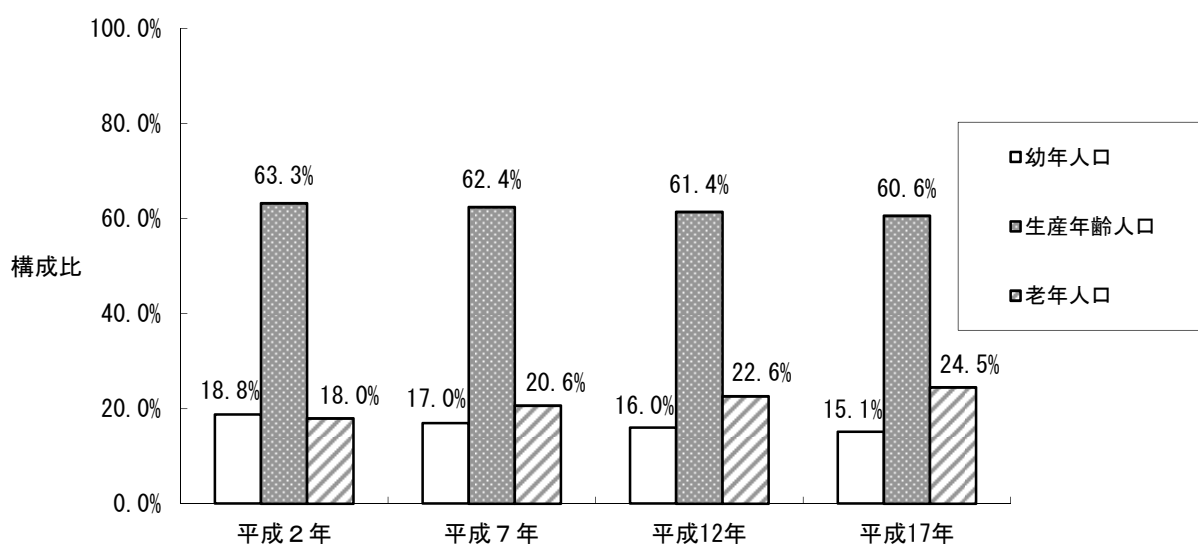


● 年齢別人口

幼年人口（0～14 歳）は平成 2 年の約 18.8%から減少し続け、平成 17 年には約 15.1%となっています。生産年齢人口（15～64 歳）は平成 2 年の約 63.3%から減少し、平成 17 年には約 60.6%となっています。

また、老年人口（65 歳以上）は平成 2 年の約 18.0%から平成 17 年の 24.5%と急激な増加となっています。

図 年齢別人口構成比



出典；「平成 17 年度佐久市都市計画基礎調査」及び国勢調査

● 人口集中地区

国勢調査によると、人口集中地区の人口は平成2年の21,550人から平成17年20,504人と減少しています。ただし、都市計画区域人口は平成2年の75,384人から平成17年82,059人と増加傾向を示しています。

表 人口集中地区

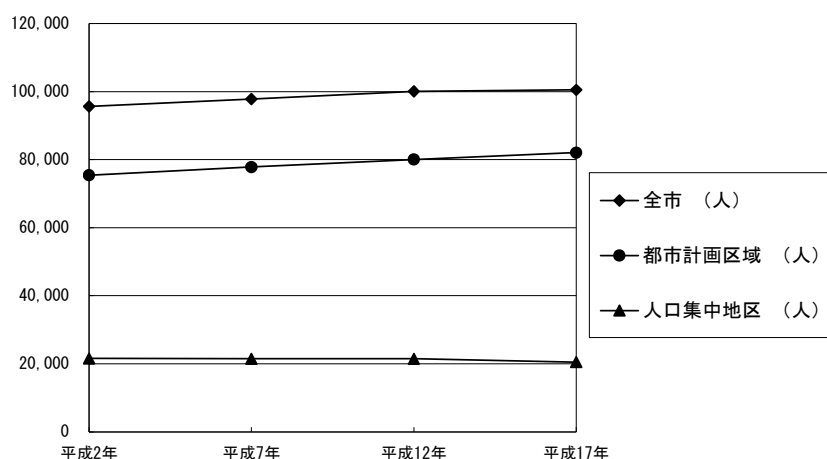
市町村名	年次	総人口			世帯数 全市 (戸)	面積			備考
		全市	都市計画区域	人口集中地区		全市	都市計画区域	人口集中地区	
		(人)	(人)	(人)		(km ²)	(ha)	(km ²)	
	平成2年	95,625	75,384	21,550	28,759	192.25	11,857.0	4.40	
	平成7年	97,813	77,803	21,454	31,483	192.62	11,857.0	5.90	
	平成12年	100,016	80,065	21,474	33,836	192.62	11,857.0	6.09	
	平成17年	100,462	82,059	20,504	35,362	423.99	11,857.0	6.08	

資料:国勢調査

(注)平成12年までの全市総人口及び世帯数は、旧4市町村(旧佐久市・旧臼田町・旧浅科村・旧望月町)人口の合計です。

人口集中地区:人口密度の高い基本単位区(原則として人口密度が1平方キロメートル当たり約4,000人以上)が隣接して、その人口が5,000人以上となる地域です。

図 人口集中地区



③ 土地利用現況

本市全体の自然的土地利用（農用地、森林、水面・河川・水路）は平成9年で35,310haから平成16年34,608haと702haの減少に対して、都市的土地利用（道路・宅地）及びその他で702haの増加となっています。

表 土地利用別面積

(上段:面積(ha) 下段:総面積に対する割合(%))																										
年	総面積	自然的土地利用													都市的土地利用											その他
		農用地					森林			原野	水面・河川・水路				小計	道路				宅地				小計		
		農地		放牧草	小計	国有林	民有林	小計	水面		河川	水路	小計	一般道路		農道	林道	小計	住宅地	工業用地	その他の地	小計				
		田	畑																				小計			
平成9年	42,399	4,437	3,112	7,549	370	7,919	5,745	20,529	26,274	34	60	700	323	1,083	35,310	1,276	404	118	1,798	1,233	165	600	1,998	3,796	3,293	
	100.0	10.5	7.3	17.8	0.9	18.7	13.5	48.4	62.0	0.1	0.1	1.7	0.8	2.6	83.3	3.0	1.0	0.3	4.2	2.9	0.4	1.4	4.7	9.0	7.8	
10年	42,399	4,356	3,048	7,404	369	7,773	5,745	20,529	26,274	35	60	700	318	1,078	35,160	1,287	402	118	1,807	1,261	165	617	2,043	3,850	3,389	
	100.0	10.3	7.2	17.5	0.9	18.3	13.5	48.4	62.0	0.1	0.1	1.7	0.8	2.5	82.9	3.0	0.9	0.3	4.3	3.0	0.4	1.5	4.8	9.1	8.0	
11年	42,399	4,279	2,986	7,265	369	7,634	5,705	20,501	26,206	35	60	700	315	1,075	34,950	1,295	397	118	1,810	1,283	158	629	2,070	3,880	3,569	
	100.0	10.1	7.0	17.1	0.9	18.0	13.5	48.4	61.8	0.1	0.1	1.7	0.7	2.5	82.4	3.1	0.9	0.3	4.3	3.0	0.4	1.5	4.9	9.2	8.4	
12年	42,399	4,233	2,923	7,156	369	7,525	5,705	20,501	26,206	35	60	700	313	1,073	34,839	1,318	393	118	1,829	1,317	156	658	2,131	3,960	3,600	
	100.0	10.0	6.9	16.9	0.9	17.7	13.5	48.4	61.8	0.1	0.1	1.7	0.7	2.5	82.2	3.1	0.9	0.3	4.3	3.1	0.4	1.6	5.0	9.3	8.5	
13年	42,399	4,189	2,872	7,061	369	7,430	5,705	20,501	26,206	35	59	700	308	1,067	34,738	1,335	388	119	1,842	1,332	164	666	2,162	4,004	3,657	
	100.0	9.9	6.8	16.7	0.9	17.5	13.5	48.4	61.8	0.1	0.1	1.7	0.7	2.5	81.9	3.1	0.9	0.3	4.3	3.1	0.4	1.6	5.1	9.4	8.6	
14年	42,399	4,171	2,836	7,007	369	7,376	5,705	20,499	26,204	35	59	700	308	1,067	34,682	1,347	387	119	1,853	1,353	164	679	2,196	4,049	3,668	
	100.0	9.8	6.7	16.5	0.9	17.4	13.5	48.3	61.8	0.1	0.1	1.7	0.7	2.5	81.8	3.2	0.9	0.3	4.4	3.2	0.4	1.6	5.2	9.5	8.7	
15年	42,399	4,141	2,827	6,968	368	7,336	5,705	20,499	26,204	36	59	700	306	1,065	34,641	1,349	386	121	1,856	1,373	156	685	2,214	4,070	3,688	
	100.0	9.8	6.7	16.4	0.9	17.3	13.5	48.3	61.8	0.1	0.1	1.7	0.7	2.5	81.7	3.2	0.9	0.3	4.4	3.2	0.4	1.6	5.2	9.6	8.7	
16年	42,399	4,117	2,768	6,885	368	7,253	5,711	20,545	26,256	36	59	700	304	1,063	34,608	1,379	383	121	1,883	1,390	150	712	2,252	4,135	3,656	
	100.0	9.7	6.5	16.2	0.9	17.1	13.5	48.5	61.9	0.1	0.1	1.7	0.7	2.5	81.6	3.3	0.9	0.3	4.4	3.3	0.4	1.7	5.3	9.8	8.6	
9年～16年の増減	0	▲320	▲344	▲664	▲2	▲666	▲34	16	▲18	2	▲1	0	▲19	▲20	▲702	103	▲21	3	85	157	▲15	112	254	339	363	
	0.0	▲0.8	▲0.8	▲1.6	▲0.0	▲1.6	▲0.1	0.0	▲0.0	0.0	▲0.0	0.0	▲0.0	▲0.0	▲1.7	0.2	▲0.0	0.0	0.2	0.4	▲0.0	0.3	0.6	0.8	0.9	

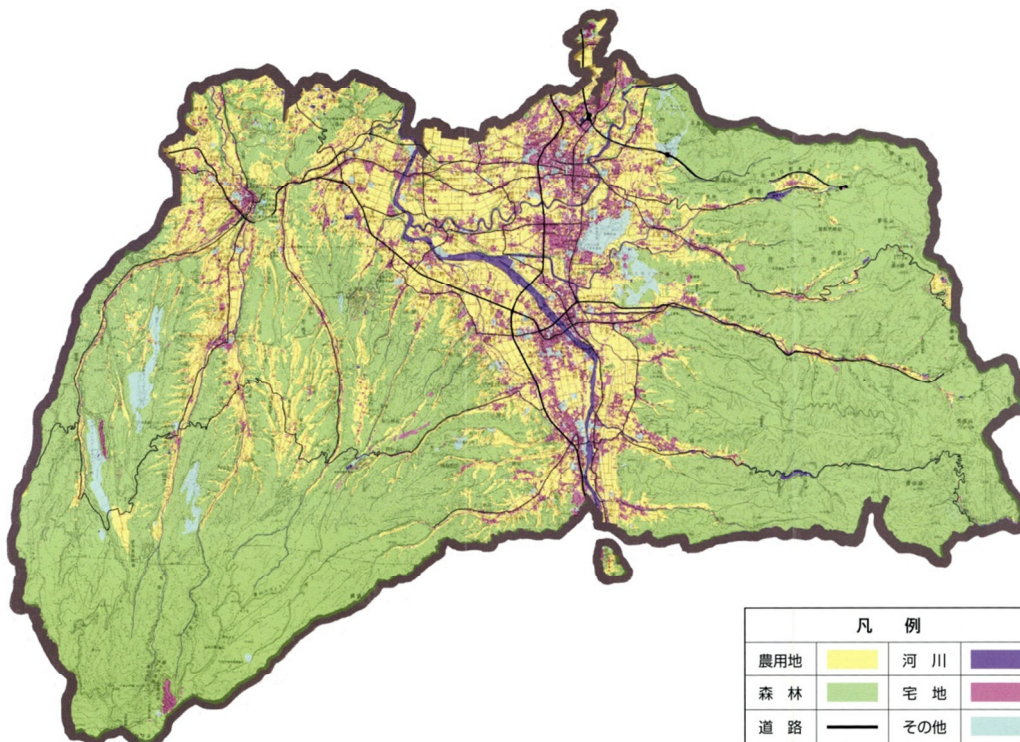
資料:「国土利用計画」平成19年3月

注1:「その他」は市土面積から、「農用地」「森林」「原野」「水面・河川・水路」「道路」及び「宅地」の各面積を除いたものです。

(雑種地、鉄軌道用地、ゴルフ場、公園、学校用地、文化・体育施設他公共用地等)

注2: 下段の総面積に対する割合は、小数点以下第2位を四捨五入により算出している。

図 土地利用現況



出典:「国土利用計画」(佐久市計画) 平成19年3月

(2) 自然的条件

① 気象環境

本市は高燥冷涼で寒暖の差が大きい内陸性の気候で、平成 18 年の月ごとの値及び年ごとの値(気象庁)によると年間の平均気温は 10.8℃と低く、年間の降水量は 1,222.0 mmとなっています。

また、年間の日照時間は 1,824.5 時間と晴天率が高く、国内でも有数の日照時間が多い地域となっています。

表 気象の概況

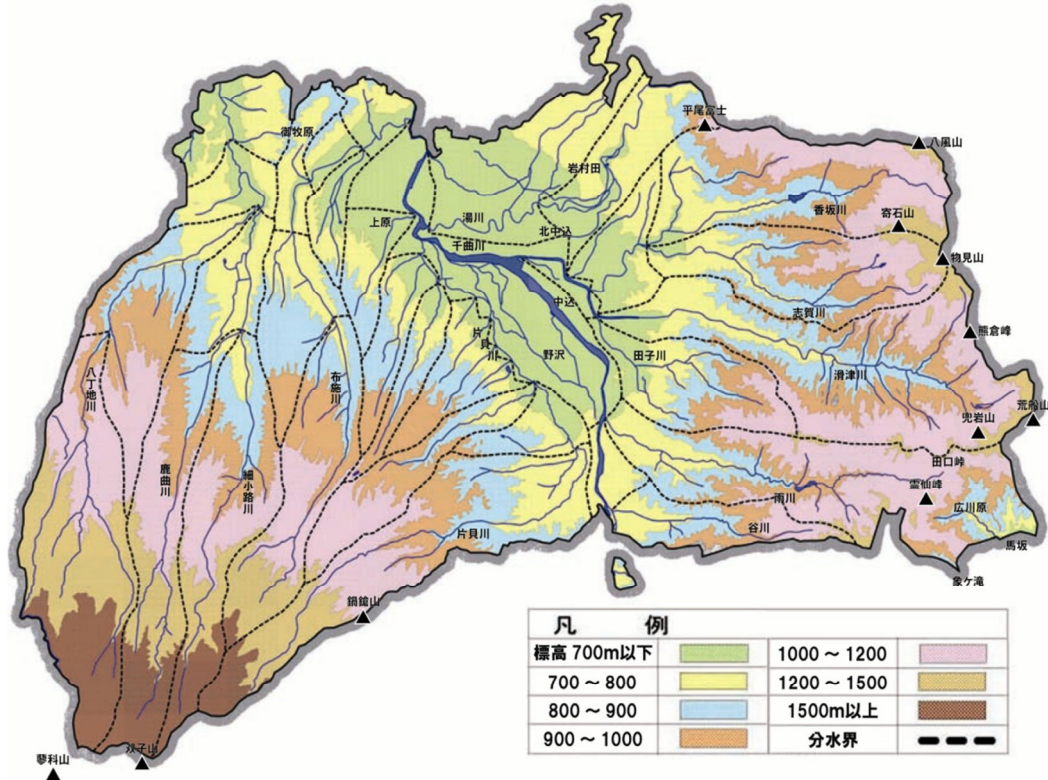
単 位	気温			降水量	最大日 降水量	平均風速	日照時間	風 向
	平均	最高	最低					
	℃	℃	℃					
1 月	-2.8	12.2	-13.3	21.0	20.0	1.2	190.8	西北西
2 月	0.3	17.0	-13.3	60.0	16.0	1.4	155.4	西北西
3 月	2.6	17.1	-9.1	44.0	20.0	1.4	184.5	西北西
4 月	8.1	22.9	-2.9	56.0	16.0	1.4	168.5	北西
5 月	15.1	28.4	1.6	91.0	51.0	1.4	165.7	東
6 月	19.0	31.5	9.0	73.0	31.0	1.2	102.8	東北東
7 月	22.0	33.3	15.8	364.0	91.0	0.8	73.9	東南東
8 月	23.9	33.3	15.3	42.0	16.0	1.0	190.2	東
9 月	18.7	33.1	10.3	124.0	39.0	1.0	139.8	東
10 月	13.8	24.4	4.6	195.0	78.0	0.8	143.1	西北西
11 月	7.2	22.4	-5.0	72.0	32.0	0.9	152.5	西北西
12 月	1.6	10.7	-8.7	80.0	38.0	0.8	157.3	西北西
2006 年	10.8	33.3	-13.3	1222.0	91.0	1.1	1824.5	西北西

出典；気象庁H. P. 観測地点；長野地方気象台 佐久地点(2006 年の月ごとの値、年ごとの値)

② 地形・水系

本市は北に浅間山、南に八ヶ岳連峰を望み、蓼科山・双子山、荒船山に囲まれ、千曲川が市の中央部を南北に貫流する自然環境に恵まれた高原都市です。市域は東西 32.1km、南北 23.1km で、面積は 423.99k ㎡となっています。

図 地形・水系図



出典；「平成 17 年度 佐久市都市計画基礎調査」

地区の地形・水系

佐久地区	東部は群馬県との境をなし、荒船山・物見山・寄石山及び八風山等が南北に連なっており、これらを源流とした侵食地形が形成されています。中央部は野沢・中込などの氾濫原に対して、北中込・岩村田などは一段高い段丘面を構成しています。西部は八ヶ岳・蓼科山地の標高 700m～1,300mの比較的傾斜のなだらかな地域となっています。主な河川は、千曲川が南から北に貫流し、これに東部山地からは田子川・滑津川・志賀川・香坂川・湯川、西部山地からは片貝川などが流れ込んでいます。
臼田地区	東部は霊仙峰(1,268.9m)が、西側には八ヶ岳北端の蓼科山(2,530m)や双子山(2,223.8m)がそびえています。中央部を千曲川が流れ、これにより浸食が進んだ地形となっています。河川は千曲川のほか雨川・谷川ともほぼ直線状に東から西に流れています。また、田口峠を越えた広川原には天然記念物の地下湖があります。
浅科地区	南部は蓼科山からの山麓が 680～800mで続き、北部は標高 800m の平坦面の台地である御牧原があります。主な河川は、西側から布施川が流れ、北東部で千曲川に合流しています。また、御牧原や上原の台地部には大きな溜池が散在しています。
望月地区	地区は蓼科山の北東に位置し、鹿曲川、細小路川、八丁地川、布施川の 4 河川の侵食した沖積平地と小高い丘陵地からなっています。主な河川は、どれもほぼ南北に直線的に流れ、そして下流になるにつれてその流域を広げていくのではなく、むしろ地区の中心地では狭まっています。

③ 植生現況

都市計画区域の植生現況量はカラマツ・スギ等の植林地が大部分(水田、畑、果樹園を除く)であり、次にクヌギ・コナラ等の2次林及びススキ・ササ等の草地の順となっています。

これらの中には、次頁に示す国の天然記念物に指定された「岩村田ヒカリゴケ」や県の天然記念物として指定された「王城のケヤキ」、市の天然記念物として指定された「野沢町の女男木」をはじめ、貴重な植物固体や植物群落が存在しています。

その一方で外来種が進入・繁茂して既存の生態系に影響を与えている現状も見受けられます。

表 植生現況量

(単位:ha)

区 分	用 途 地 域 指 定 区 域			用途地域指定外区域 (4)	都 市 計 画 区 域 (3)+(4)=(5)	その他地区	備考
	人口集中地区 (1)	(1)を除く区域 (2)	小計(1)+(2)= (3)				
自 然 林	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
カラマツ・スギ等の植林地	0.1	15.8	15.9	2,197.4	2,213.3	1,763.2	
クヌギ・コナラ等の二次林	0.6	3.8	4.4	768.0	772.4	441.8	
ススキ・ササ等の草地	3.0	11.3	14.3	553.6	567.9	84.7	
水 田	25.9	81.7	107.6	2,921.4	3,029.0	1,323.0	
畑	32.0	115.9	147.9	1,343.1	1,491.0	1,218.6	
果 樹 園	4.1	20.4	24.5	238.1	262.6	51.7	
裸 地	22.0	43.0	65.0	226.4	291.4	15.2	
公 園 内 等 の 植 栽 地	0.6	1.0	1.6	5.1	6.7	2.3	
合 計	88.3	292.9	381.2	8,253.1	8,634.3	4,900.5	

出典；「平成17年度 佐久市都市計画基礎調査」

● 天然記念物

旧佐久・臼田・浅科・望月の各市町村誌において文化財保護法に基づき、自然を代表する「天然記念物」の指定された植物は次のとおりです。

地区 区分	区分 *1	主 な 内 容	規 模	所 在 地	備 考
佐 久 地 区	◎	岩村田ヒカリゴケ(ヒカリゴケ科)	約 40 m ²	岩村田上ノ城	国天然記念物(T. 10. 3. 3)
	○	王城のケヤキ(ニレ科)	王城公園内	岩村田古城	長野県天然記念物(S. 61. 3. 28)
	●	白山神社イチイの古樹 (イチイ科)	目通り樹周 6.12m、高さ 13m	常和下宮の前	(市)天然記念物(S. 45. 10. 1)
	●	野沢町の女男木 ^{メオトギ} ケヤ キ(ニレ科)	目通り樹周 7.12m、高さ 20m	野沢本町	(市)天然記念物(S. 46. 10. 1)
臼 田 地 区	●	お神明の三本松(アカマ ツ、マツ科)	周囲 4.6m、樹高 18m	上小田切 1504	(市)天然記念物(S. 47. 5. 5)
	●	キレハエビラシダ(オシダ科)		上小田切 271-イ	(市)天然記念物 (S. 63. 11. 21)
	●	黒沢家コナラ	高さ 24m、幹囲 4.8m	湯原 1263	(市)天然記念物(H. 16. 2. 13)
	●	児落場峠天然カラマツ	高さ 20m、幹囲 2.7m	入沢 2384-1	(市)天然記念物(H. 16. 2. 13)
浅 科 地 区	●	関所破りのサクラ		五郎兵衛記念館隣	(市)天然記念物(S. 44. 5. 15)
	●	勝手神社のケヤキ	周囲 6.80m高さ 15.0m	勝手神社(御馬寄)	(市)天然記念物(H. 15. 10. 30)
望 月 地 区	●	山の神のコナラ群	最も太いコナラ 幹囲 4.68m、直径 1.6m	春日財産区保有 林(湯沢)	(市)天然記念物(H. 9. 3. 14)
	●	小野山家のエドヒガン	目通り幹囲 4.85m、 直径 1.35m	春日向反	(市)天然記念物(H. 9. 3. 14)
	●	蓮華寺のスギ	目通り幹囲 6.6m、 直径 2.2m	蓮華寺 (春日下之宮)	(市)天然記念物(H. 9. 3. 14)
	●	大井家のエドヒガン	目通り幹囲 6.26m、 直径 2.1m	協和高呂	(市)天然記念物(H. 9. 3. 14)
	●	福王寺のヒイラギ	目通り幹囲 1.3m、 直径 0.4m	福王寺 (協和小平)	(市)天然記念物(H. 9. 3. 14)

*1: 区分: ◎: 国天然記念物 ○: 長野県天然記念物 ●: 市町村天然記念物

出典: 「佐久市志 自然編」S63. 3. 15 佐久市の天然記念物

「平成 17 年度版 佐久市教育委員会」文化財

「平成 17 年度 佐久市都市計画基礎調査」H17. 10. 31

(3) 緑地の現況

平成17年8月現在の都市計画区域(旧佐久市及び旧臼田町)面積は11,857.0haで、緑地の現況面積は8,870.1haで都市計画区域面積の約74.8%を占めています。

緑地は農地、牧草地その他これらに類するものが4,782.6haで最も多く、次いで山林、原野その他これらに類するもの、水辺、水面、学校、企業厚生施設その他これらに類する施設の順となっています。

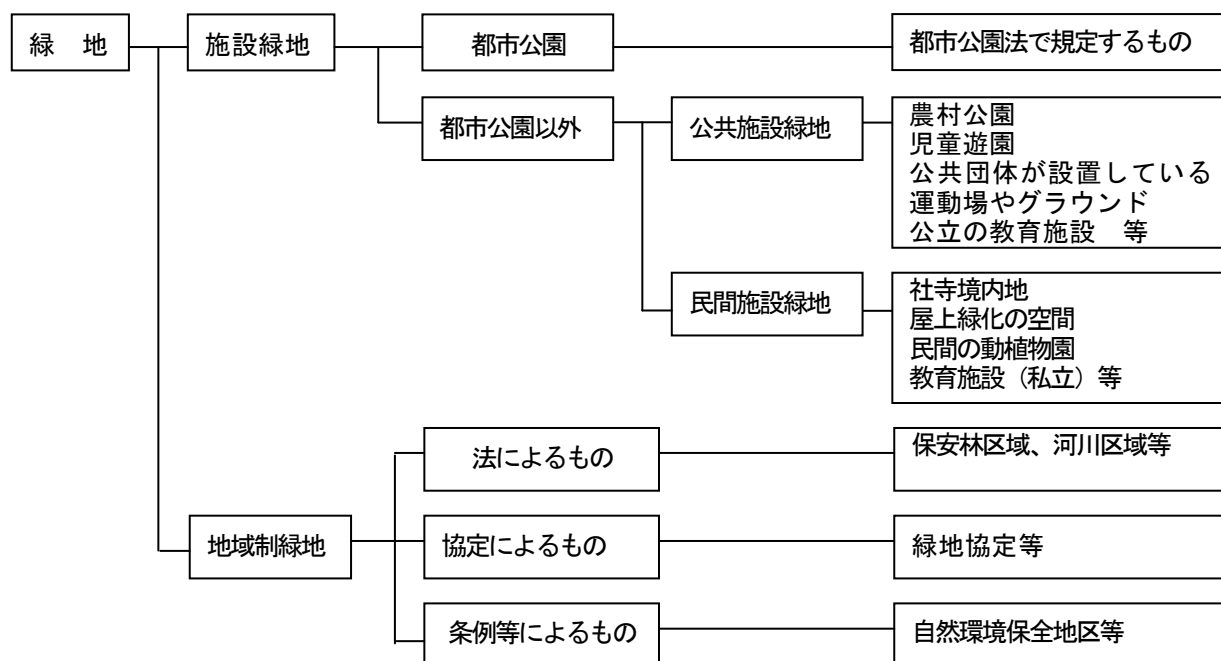
表 現存緑地量

(単位:ha)

区 分		用途地域指定区域			用途地域指定外区域	都市計画区域	その他地区
		人口集中地区(1) (DID)	(1)を除く区域 (4)	小計 (1)+(2)=(3)	(4)	(3)+(4)=(5)	
公 共 緑 地	公園、緑地	6.6	7.9	14.5	55.7	70.2	7.4
	広場、運動場	2.0	2.4	4.4	4.2	8.6	7.0
	墓園	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
そ の 他 の 緑 地	水面：河川、湖沼、水路	2.1	5.1	7.2	171.1	178.3	72.2
	水辺：海浜、河川、湖畔	0.5	1.3	1.8	264.2	266.0	48.0
	山林、原野その他これらに類するもの	3.2	29.6	32.8	3,254.8	3,287.6	2,241.7
	農地、牧草地その他これらに類するもの	62.0	218.0	280.0	4,502.6	4,782.6	2,593.3
	社寺境内地、墓地その他これらに類するもの	6.5	5.6	12.1	54.4	66.5	12.2
	給排水その他処理施設等の公共 公益施設付属緑地	0.0	0.8	0.8	7.9	8.7	7.5
	遊園地、私設公園、私設分区分 その他これらに類する民営施設	0.4	0.5	0.9	9.3	10.2	4.1
	共同住宅緑地、工場緑地その他 これらに類する施設	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	学校、企業厚生施設その他これ らに類する施設	35.2	19.8	55.0	51.9	106.9	23.9
	林業試験場、農事試験場その他 これらに類する試験場等、研究所	0.0	0.0	0.0	84.5	84.5	0.0
合 計		118.5	291.0	409.5	8,460.6	8,870.1	5,017.3

出典:「平成17年度 佐久市都市計画基礎調査」

緑地の分類は、以下のとおりとなっています。



① 施設緑地

a. 都市公園

都市公園は想定都市計画区域内には住区基幹公園が 42 箇所、面積が約 33.71ha、都市基幹公園が 2 箇所、面積が 36.63ha、及び特殊公園が 1 箇所、面積が約 1.61ha となっています。

なお想定都市計画区域内の地区別住区基幹公園の整備量は以下のとおりとなっています。

● 街区公園

地 区	箇所	公園面積(㎡)	想定都市計画区域 人口(人) ※	1 人当たり面積 (㎡/人)
佐久	26	56,074	67,344	0.83
臼田	3	2,800	14,715	0.19
浅科	2	2,254	6,370	0.35
望月	3	9,207	8,417	1.09
小 計	34 箇所	70,335	96,846	0.73

● 近隣公園

地 区	箇所	公園面積(㎡)	想定都市計画区域 人口(人) ※	1 人当たり面積 (㎡/人)
佐久	3	39,885	67,344	0.59
臼田	0	0	14,715	0.00
浅科	0	0	6,370	0.00
望月	1	14,000	8,417	1.66
小 計	4 箇所	53,885	96,846	0.56

● 地区公園

地 区	箇所	公園面積(㎡)	想定都市計画区域 人口(人) ※	1 人当たり面積 (㎡/人)
佐久	3	172,928	67,344	2.57
臼田	1	40,000	14,715	2.72
浅科	0	0	6,370	0.00
望月	0	0	8,417	0.00
小 計	4 箇所	212,928	96,846	2.20

※想定都市計画区域内人口について

平成 17 年 10 月国勢調査による佐久地区都市計画区域人口は 67,344 人、臼田地区都市計画区域人口は 14,715 人です。

また、浅科地区人口は 6,370 人であり、想定都市計画区域人口も 6,370 人となります。

都市計画基礎調査によると平成 12 年の望月地区人口は 10,675 人で想定都市計画区域人口は 8,805 人(15,309 人-6,504 人)となっており、これから平成 17 年望月地区の人口が 10,205 人であるので平成 12 年の同比率で算定し、平成 17 年の望月地区想定都市計画区域人口を 8,417 人としました。

● 公共施設緑地

公共施設緑地の想定都市計画区域内には農村公園が 10 箇所 1.95ha、その他の公園 4 箇所 7.26ha、及び児童遊園が約 3.53ha あります。また、その他に公共団体設置による運動場等や道路環境施設帯・植栽帯等があります。

● 民間施設緑地

民間施設緑地は、想定都市計画区域以内には社寺林が約 10.95ha、民間施設附属緑地等が約 80.74ha、及び民間施設附属運動場等が約 7.40ha があります。

② 地域制緑地

a. 法によるもの

● 自然公園

自然公園は優れた自然の風景の保護と利用を図るため指定されるもので、本市には妙義荒船佐久高原国定公園地域(3,627ha)と八ヶ岳中信高原国定公園地域(974ha)の2箇所が指定されています。

● 農業振興地域農用地区域

農業の振興を図る地域である佐久市農業振興地域は、広大な平坦地とそれに続く丘陵地帯の標高 600m～1,100m前後に耕地が広がっており、その面積は平成 17 年度末で、農用地 8,102ha、農業用施設用地 36ha、森林・原野 13,443ha、住宅地等 5,724ha で総面積は 27,305ha となっています。

そのうち、農用地等として利用すべき土地の区域である農用地区域は、平成 17 年度末で、農地 6,741ha、採草放牧地 141ha、農業用施設用地 33ha、山林・原野 17ha で、総面積は 6,932ha となっています。

● 地域森林計画対象民有林

県が定める森林計画区内の民有林である地域森林計画対象民有林は主に丘陵地に指定されており、佐久地区の国有林以外の山林全域(7,400ha)^{*1}と臼田地区の国有林以外の山林全域(4,006ha)^{*1}が指定されています。

^{*1} 出典；「平成 17 年度佐久市都市計画基礎調査」4-6)-(1) 法適用現況

● 保安林

水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される保安林は、平成 17 年現在約 68.8ha となっています。

b. 協定によるもの

● 建築協定・緑地協定

緑化に関する基準を取り決めている地区は次のとおりです。

協定の名称	協定の内容
取出町東田地区緑ゆたかな街づくり協定	建築物、緑化に対する基準（生垣、柵）
フォレストヒルズ HIRAI 景観形成住民協定	土地利用、建築物、緑化に関する基準（位置、高さ）
フォレストヒルズ HIRAI 緑地協定	緑化に関する基準（芝・低木、生垣はつくらない）
アヴェニュー佐久平緑地協定	緑化に関する基準（生垣、柵、壁面の位置）
歴史の里「宮東」住宅地建築協定	建物の分割、建ぺい率、容積率、建築物の高さ、建物用途等の制限

出典；「平成 17 年度 佐久市都市計画基礎調査」

● 景観育成住民協定

平成 19 年 4 月現在沿道や敷地内での植栽について 5 地区※で協定されています。

※取出町東田地区、フォレストヒルズ HIRAI、ふれあいの里上原、ふれあいの里駒寄、ふれあいの里中原

● 地区計画

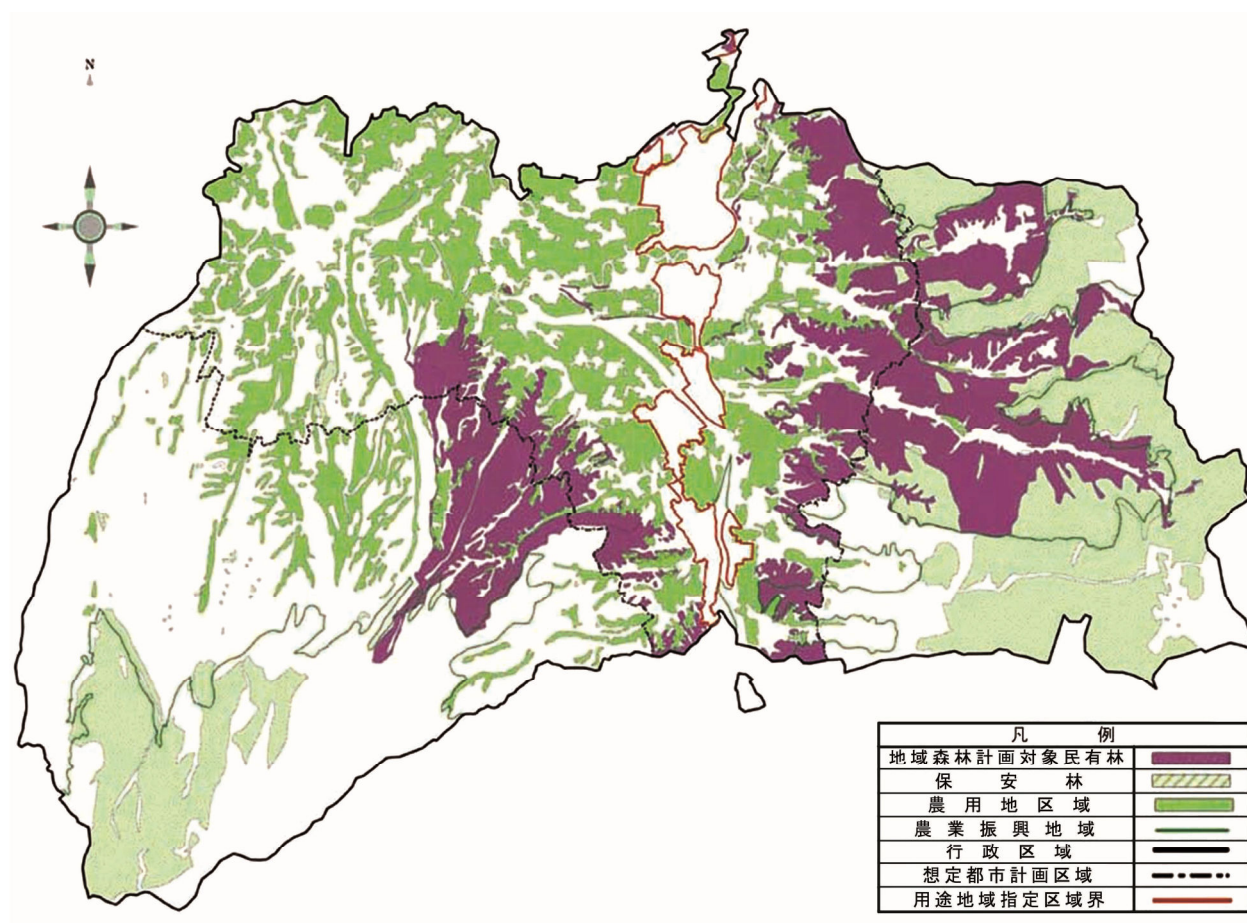
地区計画は、佐久平駅周辺地区とアヴェニュー佐久平地区の2地区が定められており、それぞれに緑地に関する基準として、かき又はさくの構造の制限があります。

C. 条例等によるもの

佐久市自然環境保全条例において、自然環境保全地区として自然保全地区と環境保全地区が指定されています。

自然保全地区は、山岳、河川、森林、湖沼、草原等の所在する自然環境が良好な地区のうち、自然環境を保全することが特に必要なものとして指定する地区であり、現在、佐久市の中で国定公園の2箇所を除いて、建物容積率が200%のエリアを除いた森林・原野の概ねが指定されており、環境保全地区は郷土的又は歴史的な特色を有する地区のうち、その地区の周辺的生活環境を含む自然的社会的諸条件から見て、自然環境を保全することが特に必要なものとして指定する地区であり、現在、160箇所が指定されています。

図 法適用現況図



出典：「平成17年度 佐久市都市計画基礎調査」

③緑地の現況

緑地の現況をまとめると次のとおりです。また、本計画は想定都市計画区域を対象としていますので、緑地総括表は想定都市計画区域内とします。

● 緑地総括表

緑地種別	区 域	用途地域指定区域			用途地域指定外区域			想定都市計画区域		
		箇所	面積(ha)	㎡/人	箇所	面積(ha)	㎡/人	箇所	面積(ha)	㎡/人
基 幹 公 園	住区基幹公園	28	5.86	1.83	6	1.17	0.18	34	7.03	0.73
	近隣公園	3	3.99	1.25	1	1.40	0.22	4	5.39	0.56
	地区公園	1	4.00	1.25	3	17.29	2.67	4	21.29	2.20
	都市基幹公園	0	0.00	0.00	2	36.63	5.65	2	36.63	3.78
	運動公園	0	0.00	0.00		0.00	0.00	0	0.00	0.00
	基 幹 公 園 計	32	13.85	4.32	12	56.49	8.72	44	70.34	7.26
	植 物 公 園	0	0.00	0.00	1	1.61	0.25	1	1.61	0.17
	広 域 公 園	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
	都 市 緑 地	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
	都 市 公 園 計	32	13.85	4.32	13	58.10	8.97	45	71.95	7.43
公 共 施 設 緑 地	農 村 公 園	0	0.00	0.00	10	1.95	0.30	10	1.95	0.20
	その他の公園	0	0.00	0.00	4	7.26	1.12	4	7.26	0.75
	児 童 遊 園	44	2.19	0.68	27	1.34	0.21	71	3.53	0.36
	市 民 農 園	190	0.95	0.30	0	0.00	0.00	190	0.95	0.10
	教 育 施 設	14	3.06	0.96	34	7.74	1.19	48	10.80	1.12
	公共団体設置による運動場等	14	10.17	3.17	38	21.46	3.31	52	31.63	3.27
	施設付属緑地等	16	2.50	0.78	82	112.69	17.39	98	115.19	11.89
	道路環境施設帯、植栽帯	29	3.26	1.02	14	2.46	0.38	43	5.72	0.59
	公 共 施 設 緑 地 計	307	22.13	6.91	209	154.90	23.90	516	177.03	18.28
	都 市 公 園 等 合 計	339	35.98	11.23	222	213.00	32.87	561	248.98	25.71
民 間 施 設 緑 地	社 寺 林	15	1.24	0.39	105	9.71	1.50	120	10.95	1.13
	民間施設付属緑地等	31	16.07	5.02	59	64.67	9.98	90	80.74	8.34
	民間施設付属運動場等	6	4.84	1.51	8	2.56	0.40	14	7.40	0.76
	民 間 施 設 緑 地 計	52	22.15	6.91	172	76.94	11.87	224	99.09	10.23
施 設 緑 地 計		391	58.13	18.14	394	289.94	44.74	785	348.07	35.94
緑 地 保 全 地 区	緑 地 保 全 地 区			0.00			0.00	0	0.00	0.00
	緑 地 協 定	0	0.00	0.00	2	12.72	1.96	2	12.72	1.31
	地 区 計 画	1	59.30	18.51	1	11.80	1.82	2	71.10	7.34
	河 川 区 域		9.00	2.81		555.50	85.72	0	564.50	58.29
	農 用 地 区 域					6,401.50	987.81	0	6,401.50	661.00
	保 安 林 区 域			0.00	5	68.80	10.62	5	68.80	7.10
	地域森林計画対象民有林	9	29.84	9.31	438	5,111.97	788.82	447	5,141.81	530.93
	法によるもの 計	10	98.14	30.63	446	12,162.29	1,876.75	456	12,260.43	1,265.97
	樹 林 地 保 全 協 定			0.00			0.00	0	0.00	0.00
	地域制緑地間の重複			0.00	5	712.01	109.87	5	712.01	73.52
地 域 制 緑 地 計		10	98.14	30.63	441	11,450.28	1,766.88	451	11,548.42	1,192.45
緑 地 総 計		401	156.27	48.77	835	11,740.22	1,811.62	1,236	11,896.49	1,228.39
人 口		用途地域指定区域人口							32,041	人
		想定都市計画区域人口							96,846	人

(注)

- ・ 都市公園面積は佐久市都市公園一欄表の供用面積より算出しています。
- ・ 各緑地面積の数値は㎡単位で集計し、四捨五入により算出しています。(単位:ha)
- ・ 保安林区域と地域森林計画対象民有林で重複する緑地面積は合計値より控除しています。
- ・ 各緑地面積の数値及び単位のhaは㎡単位で集計し、四捨五入により算出しています。
- ・ 緑地協定面積は国土交通省都市緑地データベースにより算出しています。
- ・ 地区計画面積は平成17年度佐久市都市計画基礎調査の地区計画等決定状況表及び建設部都市計画課資料により算出しています。
- ・ 緑地総計は農用地区域が入っています。なお農用地区域面積は平成17年10月都市計画基礎調査の資料より按分集計しました。
- ・ 保安林区域、地域森林計画対象民有林及び、農用地区域面積は長野県土地利用基本計画図(佐久1・2)により算出しています。
- ・ 河川区域面積は平成17年度佐久市都市計画基礎調査の現存緑地量の水面及び水辺面積により算出しています。
- ・ 想定都市計画区域は佐久市の日常生活エリアのことで、平成17年度佐久市都市計画基礎調査の都市計画区域とその他の地区を合わせた地区としました。
- ・ 想定都市計画区域人口は平成17年10月国勢調査から算出しました。
- ・ 平成17年10月の用途地域内人口は、平成17年の想定都市計画区域人口96,846人に対して、平成12年想定都市計画区域人口95,374人(用途地域内人口31,554人)から算出しました。
- ・ 施設緑地とは施設整備を通じて緑地の保全・創造を図るものとしています。
- ・ 地域制緑地とは緑地保全のための法律や条例による土地利用規制等を通じて緑地の保全・創造を図るものとしています。

(4) アンケート調査結果からの方向性

本市における緑の将来像、公園等整備及び施策等に市民等の意向を反映させるため、一般市民と企業等事業所を対象に「緑に関するアンケート調査」を行ないました。調査概要及び回収状況は以下のとおりです。

対象	一般市民	事業所
調査方法	郵送配付・郵送回収	郵送配付・郵送回収
対象者	市内在住の20歳以上の方2,000名を無作為抽出	市内の主な官公庁、病院、商工業の事業所を抽出
調査対象期間	平成18年2月28日～3月15日	
配付数	2,000(票)	185(票)
回答数	752(票)	99(票)
回答率	37.6(%)	53.5(%)
質問概要	○ 回答者自身の属性 ○ 緑についての回答者の考え方 ○ 身近な緑の現状についての印象 ○ 本市の公園についての評価・要望 ○ 本市の緑の将来像に対する考え方 ○ 緑の保全・創出への参加意向 ○ まちづくりに関すること(都市計画関連)	○ 事業所の概要 ○ 現状の緑に対する取り組み内容 ○ 今後の緑の活動に対する意向 ○ 緑化を推進する場合の必要事項 ○ 本市の緑の将来像に対する考え方

アンケート調査結果からの方向性をまとめると以下のようになります。

① 緑で気に入っているところ

本市の緑で気に入っているところとして、山並みなど自然系の緑が多く、次に特徴的な施設と合わせた緑やその周辺と一帯となった緑をあげています。

また、民間施設の手入れされた緑にも人気があります。

自然環境と景観の保全及び企業等との協力による質の高い緑づくりが望まれます。

② 緑の将来像

本市の緑の将来像としては、「河川、山林などが適切に整備・維持され、質の高い緑を保つまち」「誰もが眺め、触れ、趣味・スポーツなどで使える身近な緑があるまち」「自然環境に配慮し、手付かずの自然が多く残るまち」が上位を占めています。

身近で自然と触れ合える、多様な利用のできる緑づくりが望まれます。

③ 緑についての取り組み

事業所の緑についての取り組み状況としては、「敷地内の植樹・維持に心がけている」が多く、次に「緑地の一般開放」「道路・公園の樹木の世話」等となっています。

官民協働による緑化整備と公的緑地の市民ボランティア、企業等による維持・管理の仕組みづくりが望まれます。

2-2 緑の課題

総合的・計画的で効率的な緑づくり[※]を進めるために、様々な視点から緑に関する個別の課題を抽出します。

(※保全と整備・創出をあわせ、「緑づくり」とします。)

(1) 上位関連計画等からみた課題

① 上位関連計画からの課題

上位計画や関連計画に示される理念や施策と整合を取ることが課題となります。

計画名（その概要と関連部分）	本計画で配慮すべき緑の課題
「第一次佐久市総合計画」平成19年3月 本市のまちづくりのための基本的な施策が示され、市の最上位計画として行政運営の基本方針となるものです。 緑に関連する事項では、「自然と暮らすまちづくり」の目標の下、環境保全／街並み緑化・公園・景観形成／水辺空間 等についての施策が示されています。	総合計画に示される理念、施策の実現に向けた対応が以下の面で必要です。 ○ 環境重視の理念に沿った緑づくり ○ 事業、協定、市民参加による緑化や公園整備・管理 ○ 景観形成に資する緑づくり ○ 河川の自然環境を活かした河川親水公園化や気軽に水と触れあえる空間整備 ○ 自然体系に配慮した動植物の生息域の確保
「国土利用計画 佐久市計画」平成19年3月 全国計画、長野県計画と整合をとりながら将来の本市の土地利用についての基本理念や目標を定めたものです。 将来（H28）における利用区分ごとの面積が示されており、農地や森林等の自然地面積の減少、宅地・道路等の増加が示されています。	本市の土地利用の目標に伴う緑に関する必要な措置は以下のとおりです。 ○ 開発に伴い減少する自然地面積を補うための市街地での緑化の推進 ○ 特色を活かした土地利用を図るため、農用地の保全や多面的利用、自然地の保全や生態系の保全に配慮した緑地の保全
「佐久市都市計画マスタープラン」 新佐久市の新たな発展を目指し、都市づくりの将来像や都市計画の諸施策を展開するための基本的な方針となるものです。 緑の特徴的な環境の保全、龍岡城五稜郭周辺の観光拠点整備の推進及び五郎兵衛新田の保全・継承等の整備方針が検討されています。	環境の保全や施設整備に併せて、緑化を推進することが必要になります。 ○ 千曲川を市街地における水と緑の軸として保全・緑化の推進。また、湯川及び鹿曲川等の主要河川を市街地における緑の軸として保全・緑化の推進 ○ 五郎兵衛新田の保全・継承に併せたプロムナードの緑化の推進 ○ 龍岡城五稜郭周辺の観光拠点整備にあわせた緑化の推進等

計画名（その概要と関連部分）	本計画で配慮すべき緑の課題
「佐久市緑の基本計画平成 14 年 3 月（旧）佐久市において平成 14 年に策定された緑の保全、創出に向けた計画です。計画の概要は以下のとおりです。 ● 計画テーマ「きらめく水と緑～公園都市佐久」 ● 施策：都市公園等の整備方針 緑地保全地区等の指定目標及び指定方針 その他ネットワークの形成目標及び形成方針都市緑化の目標及び推進方針	以下の面で、整合をとることや計画の継承を図るための取り組みが必要となります。 ○ 計画に示された佐久地域についての緑の将来像（基本構造）や整備目標の再検討と実現 ○ 施策の見直しや有効施策の全市への展開

② 事業や法制度等からの課題

緑づくりを進める上で、まちづくりに寄与する事業や法制度の改正への対応から以下が課題となります。

事業等	本計画で配慮すべき緑の課題
【森林セラピー基地（事業）】 高速道路から直接利用可能な通年型観光拠点としての平尾山公園は、昆虫とふれあい観察もできる「虫の牧場」と位置付け、昆虫体験学習館、カブトムシドーム等の整備を図るとともに、佐久市癒しの森として森林の持つ“癒し効果”による健康増進や、リハビリテーションに役立つ森林セラピー基地の認定を受けました。 また、森林セラピーコア施設となるもちづき荘を中心とした一帯も春日の森として森林セラピー基地の認定を受けました。	今後は、施設等の特徴をさらに充実させ利用促進を図るとともに、緑の保全と維持により、森林セラピー基地の中心施設としての整備を図る必要があります。
【千曲川・湯川河川環境マスタープラン】平成 11 年 3 月 長野県の計画として、千曲川及び湯川を対象とし、河川環境の整備と保全による川づくりの基本計画となるものです。 河川環境マスタープランの基本方針を定め、ゾーニングの検討を行い、河川環境の中から一定の資質をもった場所を拠点とし、千曲川・湯川の拠点地区の整備を提案しています。	本市を特徴付ける環境としての河川の重要性に配慮し、緑づくりをおこなうことが必要です。 また、県計画と足並みをそろえ、役割り分担の下に、河川緑地整備を進める必要があります。
【景観緑三法】 平成 16 年、景観や緑に対する市民意識の高まりや重要性に鑑み、いわゆる景観緑三法が制定されました。 緑関係では、従来の「都市緑地保全法」が「都市緑地法」に改正され、市街地緑化のための規制制度、管理等への民間参画の制度、機動的な都市公園整備の方策などが示されました。	改正の趣旨（緑・景観の重要性から緑化や都市公園整備の推進図る）に沿って、計画づくりや緑づくりにおいて、本市にとって使い易い制度の適用が望まれます。 また、市の景観づくりにおいて、緑地の保全・整備での配慮が求められます。

(2) 緑地及び公園整備からみた課題

現況の緑地や整備されている都市公園の状況から、今後の緑地の保全・整備にあたっての課題を整理します。

① 緑地について ～増加している都市的土地利用での緑の創出が必要～

平成 19 年度国土利用計画（佐久市計画）によると、平成 9 年から 16 年までの増減は自然的土地利用（農用地、森林、水面・河川・水路）が約 702ha の減少に対して、都市的土地利用（道路、宅地）及びその他で約 702ha の増加がみられ、自然的土地利用である貴重な緑が失われています。そのため本市の特色を維持するためにも開発と調整を図りながら可能なかぎり都市的土地利用での緑の創出が必要となります。

② 都市公園について ～身近な公園整備と地区別の整備バランスが必要～

本市の想定都市計画区域の 1 人当たり都市公園面積は平成 19 年 7.43 m² となっています。その内、住区基幹公園の街区公園は 0.73 m²/人、近隣公園は 0.56 m²/人、地区公園は 2.20 m²/人となっています。

また、市街地内に公園が少ない、地区別での整備量に隔たりがある(19 頁参照)などの状況から、利用者の使い勝手に配慮し、地区別のバランスを考慮した整備が必要となります。

国が示す目標数値は、次のとおりです。

■ 都市計画中央審議会の目標数値(21 世紀初頭)

住区基幹公園	街区公園	1.0 m ² /人
	近隣公園	2.0 m ² /人
	地区公園	1.0 m ² /人
		4.0 m ² /人
都市基幹公園	総合公園	3.0 m ² /人
	運動公園	1.5 m ² /人
		4.5 m ² /人
その他の公園		8.5 m ² /人
大規模公園		3.0 m ² /人
合 計		20.0 m ² /人

(3) 緑の役割からみた課題

緑のもつ役割等を踏まえ、次の4つの系統から課題を整理します。

環境保全系統 / レクリエーション系統 / 防災系統 / 景観形成系統

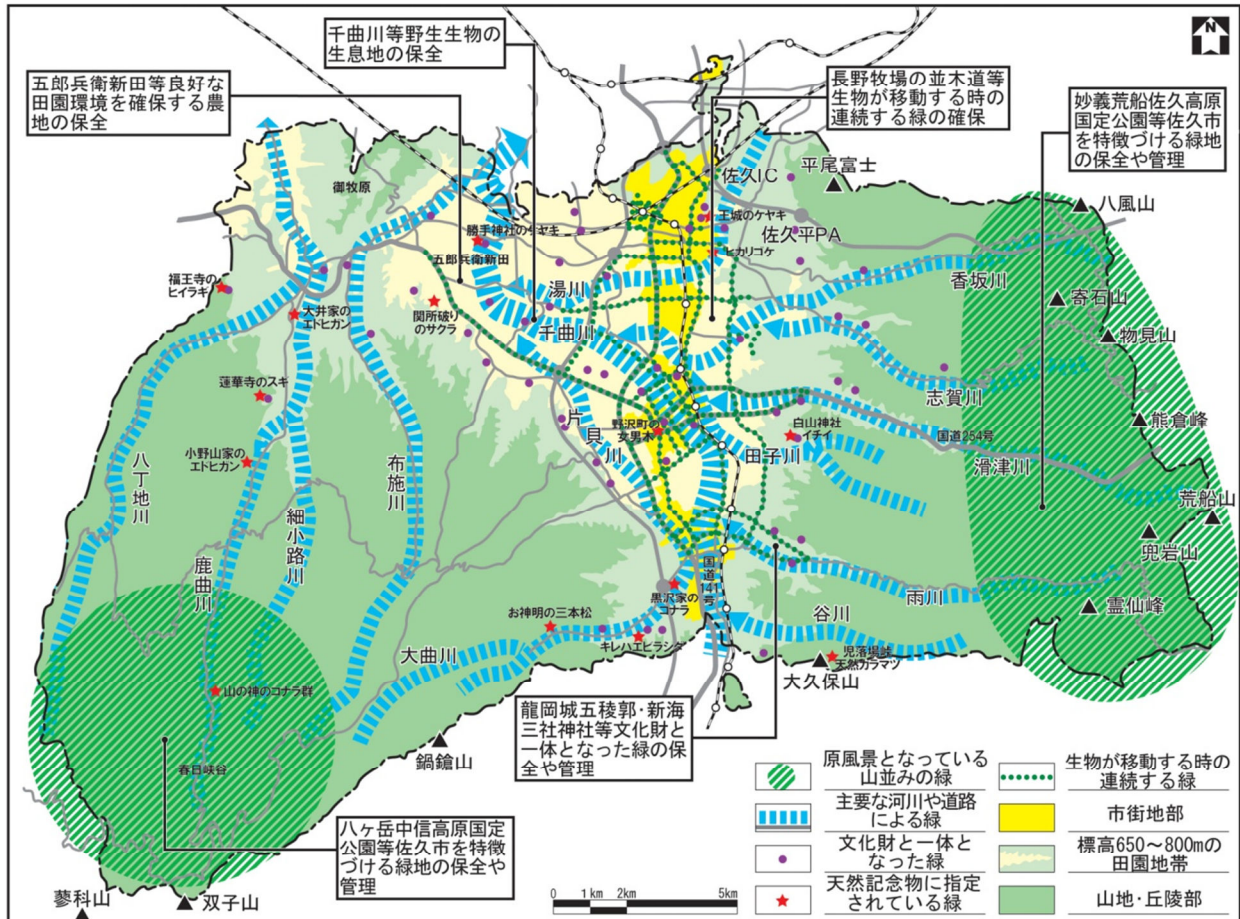
① 環境保全系統からの課題

環境保全系統からの視点とその対象となる主な緑及び課題は次のとおりです。

視 点	対象となる主な緑	課 題
佐久の原風景を形成する緑 佐久市の原風景をあらわす山並みや市内を流れる河川及び道路があります。	・ 原風景となっている山並みの緑 妙義荒船佐久高原国定公園/八ヶ岳中信高原国定公園等 ・ 主要な河川や道路による緑 千曲川/湯川/鹿曲川等 国道254号/国道141号等	本市を特徴づける緑地の保全や管理
優れた歴史風土の緑 文化財と一体となった緑や天然記念物に指定されている緑があります。	・ 文化財と一体となった緑 八幡神社/貞祥寺/新海三社神社/鼻顔稲荷神社等 ・ 天然記念物に指定されている緑 王城のケヤキ/白山神社のイチイの古樹等	文化財と一体となった緑の保全や管理
自然と共生する緑 自然的土地利用地の野生生物の生息地や生物が移動する時の連続する緑があります。	・ 野生生物の生息地 山地・丘陵部や河川沿いの自然的土地利用地/金龍寺の崖/岩尾城跡の崖等 ・ 生物が移動する時の連続する緑 千曲川/志賀川/雨川/長野牧場の並木道等	野生生物の生息地の保全や連続する緑の確保
緑地空間としての農地 良好な田園環境を確保する農地があります。	・ 良好な田園環境を確保する農地 標高650～800mの田園地帯/御牧原/五郎兵衛新田等	良好な田園環境を確保する農地の保全

環境保全系統の各視点からの課題とその対象となる主な緑は下図のとおりです。

図 環境保全系統からの課題と主な緑



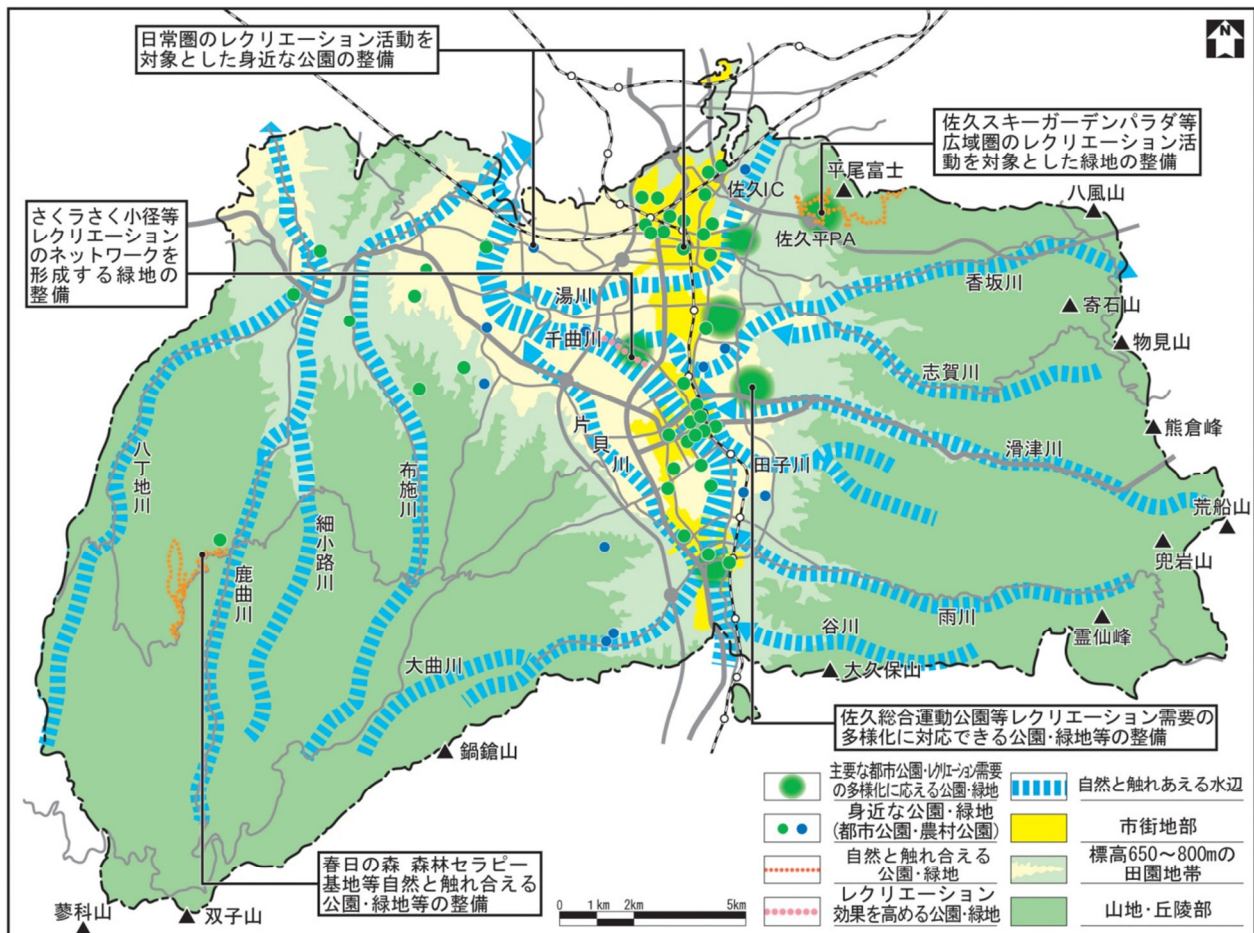
② レクリエーション系統からの課題

レクリエーション系統からの視点とその対象となる主な緑及び課題は次のとおりです。

視 点	対象となる主な緑	課 題
広域圏のレクリエーション活動を対象とした緑 多目的な活動に対応できる主要な都市公園があります。	・ 主要な都市公園 佐久スキーガーデンパラダ/平尾山公園等	広域圏を対象とした多目的な活動に対応できる緑地の整備
余暇特性に対応した緑 スキーやバルーンフェスティバルなどレクリエーション需要の多様化に対応できる緑があります。	・ レクリエーション需要の多様化に対応できる緑 都市公園/グラウンド等	幅広い利用形態に対応できる公園、緑地等の整備
日常圏のレクリエーション活動を対象とした緑 身近な都市公園、農村公園があります。	・ 身近な公園・緑地 都市公園、農村公園等	配置バランスのとれた身近な公園の整備と活用
自然と触れ合える緑 主要な河川、親水公園等の自然と触れ合える公園・緑地があります。	・ 自然と触れ合える公園・緑地 千曲川/湯川/鹿曲川等/中嶋公園/平尾・春日の森 森林セラピー基地等	安全に自然と触れ合える公園・緑地等の整備
レクリエーションのネットワークを形成する緑 レクリエーション効果を高める散策道や公園・緑地があります。	・ レクリエーション効果を高める公園・緑地 さくらさく小径/公共公益施設の緑地等	緑道を始め公園、緑地等をつなぐ緑のネットワークの形成

レクリエーション系統の各視点からの課題とその対象となる主な緑は下図のとおりです。

図 レクリエーション系統からの課題と主な緑



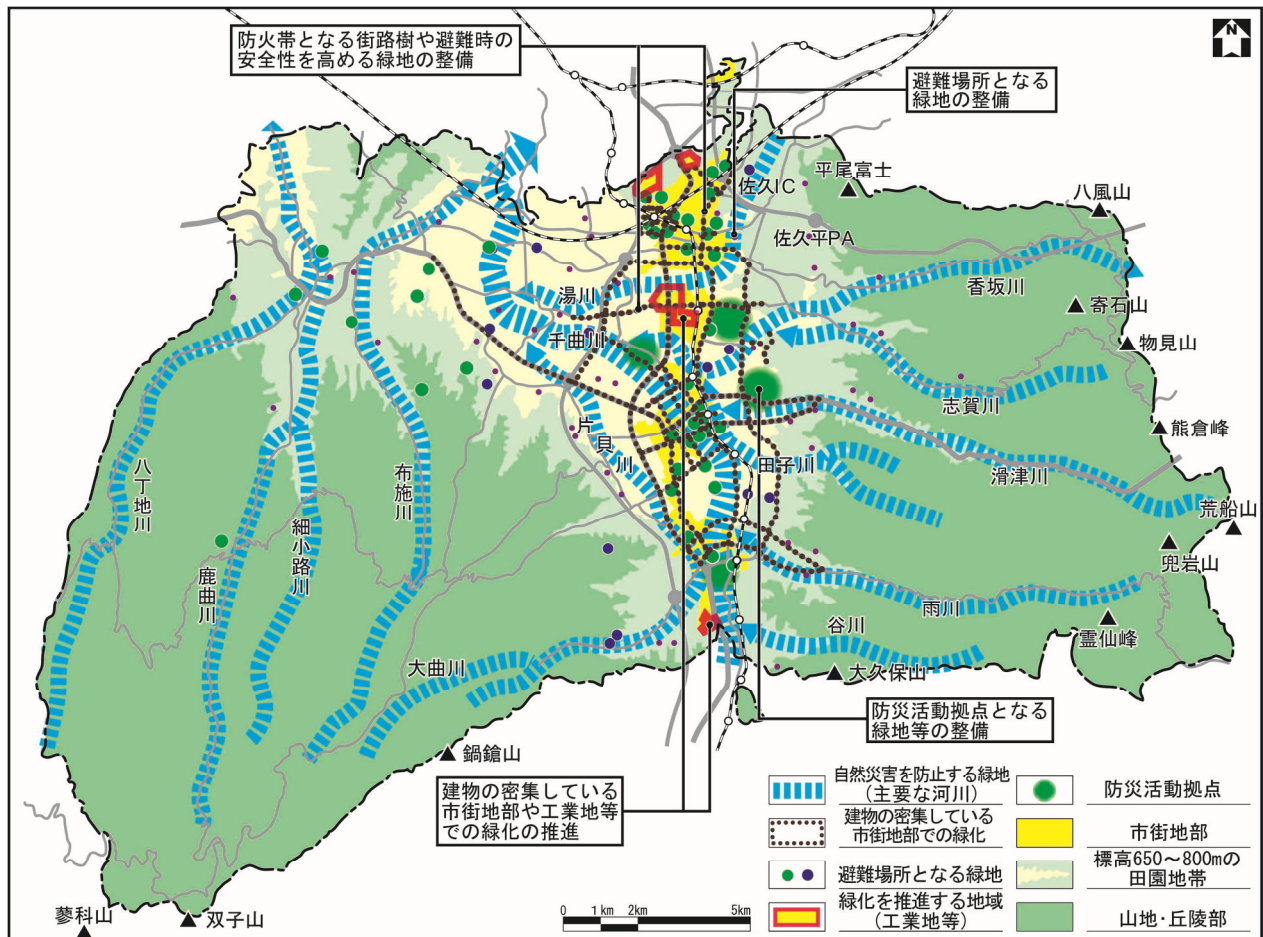
③ 防災系統からの課題

防災系統からの視点とその対象となる主な緑及び課題は次のとおりです。

視 点	対象となる主な緑	課 題
災害から都市を守る緑 自然災害を防止する緑や人為的災害を防止する緑地があります。	・ 自然災害を防止する緑地 街路樹/河川/斜面緑地等 ・ 人為的災害を防止する緑地 街路樹/河川/住宅地、商業地、工業地等の緑地等	土砂流出や洪水等を防止する緑地等の保全や整備 防火帯となる街路樹や災害を防止する緑地等の保全や整備
災害に強い都市をつくる緑 建物の密集している市街地部や工業地等で緑化を推進する地域での緑地があります。	緑化を推進する地域での緑地 避難地、避難路、住宅地、商業地、工業地等の緑地等	建物の密集している市街地部や工業地等での緑化の推進
災害時の安全を確保する緑 避難場所となる公園・緑地や避難時の安全性を高める緑地があります。	・ 避難場所となる公園・緑地 各学校のグラウンド/都市公園等 ・ 避難時の安全性を高める緑地 街路樹/河川等	避難場所となる緑地の確保とそれらをつなぐ緑地のネットワークの形成
多様な防災活動拠点となる緑 主要な幹線道路に接している防災活動拠点となる緑地があります。	防災活動拠点となる緑地 都市公園/各運動場・グラウンド/公共公益施設等	防災活動拠点となる緑地等の整備

防災系統の各視点からの課題とその対象となる主な緑は下図のとおりです。

図 防災系統からの課題と主な緑



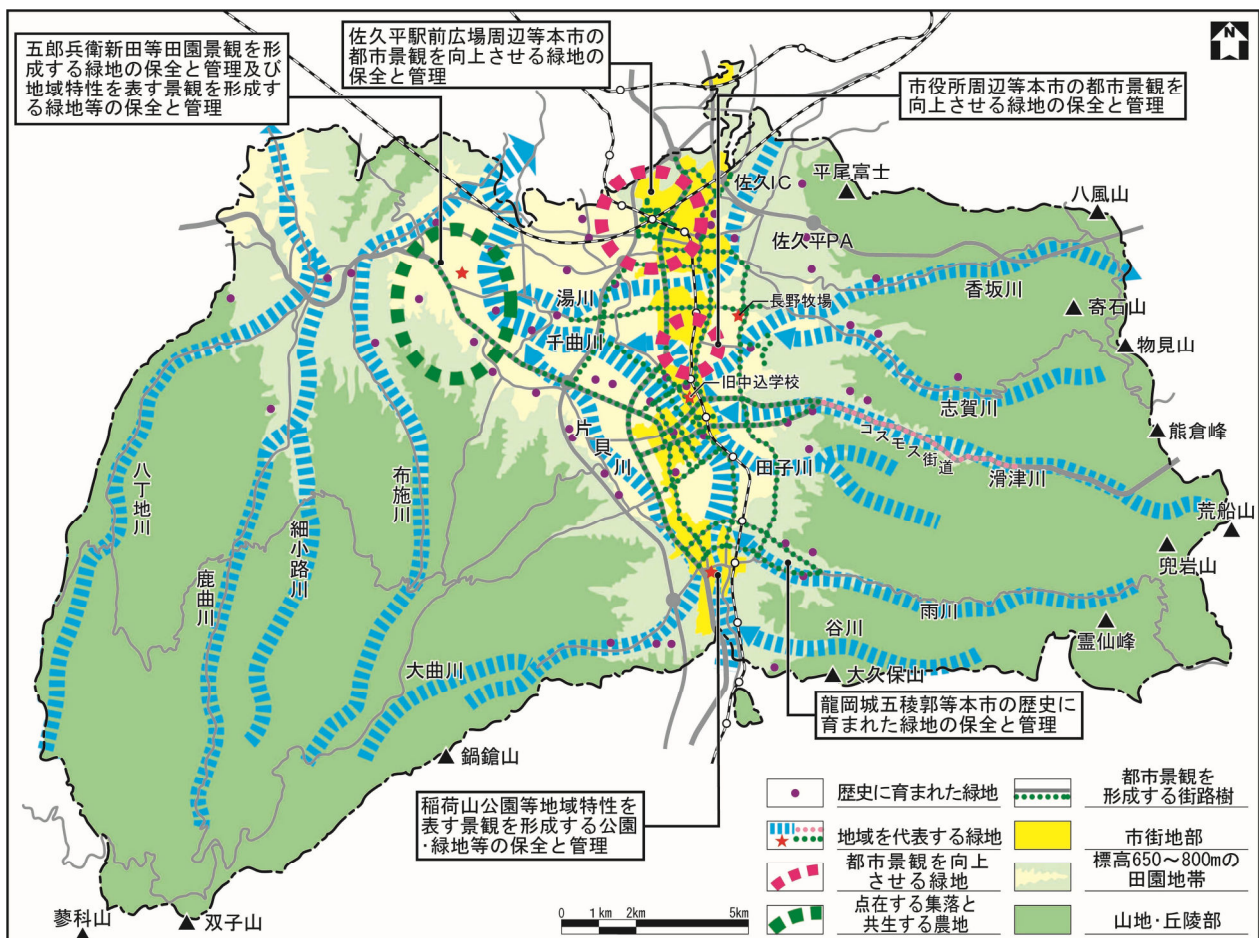
④ 景観形成系統からの課題

景観形成系統からの視点とその対象となる主な緑及び課題は次のとおりです。

視 点	対象となる主な緑	課 題
歴史的、郷土的景観を形成する緑 歴史的建造物と一体となった歴史に育まれた緑地があります。	・ 歴史に育まれた緑地 鼻顔稲荷神社/貞祥寺/ 龍岡城五稜郭/新海三社神社等	本市の象徴的な緑地や歴史に育まれた緑地の保全と管理
地域特性を表す景観を形成する緑 地域の特性を表し、地域を代表する緑地があります。	・ 地域を代表する緑地 旧中込学校/五郎兵衛新田/稲荷山公園/国道 254 号コスモス街道/千曲川等主要な河川/湯川等の河岸段丘/長野牧場の並木道等	地域の特性を表す公園・緑地等の保全と管理
都市景観を形成する緑 都市景観を向上させる公園・緑地があります。	・ 都市景観を向上させる公園・緑地 ミレニアムパーク/佐久平駅前広場周辺/市役所周辺等/主要な幹線道路の街路樹	本市の都市景観を向上させる緑地の保全と管理
田園景観を形成する緑 緩やかな地形に点在する集落等と共生する農地があります。	・ 点在する集落等と共生する農地 農地に点在する集落地/五郎兵衛新田等	田園景観を形成する農地の保全と管理

景観形成系統の各視点からの課題とその対象となる主な緑は下図のとおりです。

図 景観形成系統からの課題と主な緑



第 3 章

緑地の保全及び緑化の目標

第3章 緑地の保全及び緑化の目標

(1) 基本理念

本市は長野県の東端にあり、佐久平の中心に位置しています。市の中央を千曲川が南から北に貫流し、東部山地や西部山地からは中小の河川が流れ込み、本市の自然景観を特色付ける河岸段丘が形成されています。

また、五郎兵衛新田に代表される田園地帯では優良な農地を中心とした土地利用がなされており、街道筋や沢筋に集落が点在し、丘陵部や山地部へと生活環境が形成され、豊かな自然が残されてきました。

これらの水と緑は、自然生態系の維持、大気の浄化、風の道による都市型気候への緩和及び災害防止等の役割を担い、市民生活にうるおいとやすらぎをもたらし、さらに佐久の原風景を形成する重要な要素となってきました。

「第一次佐久市総合計画」の中でも、「水と緑きらめく自然と共に生きる快適環境の創出」が基本構想の柱の1つに取上げられ、その重要性が位置づけられています。

このような多様かつ重要な役割と機能をもっている緑を保全・育成していくことは、健康で快適な生活環境を確保していく上で非常に重要であるとともに、次の世代に対する責務でもあります。

私たちは、これらから緑の必要性を広く伝え、現在の恵まれた自然環境を保全・維持していくことを基本に、日常で触れることの出来る緑地を整備しながら、真に緑豊かな本市を、次世代に引き継いでいきます。

(2) 緑の将来像

本市は、高燥冷涼で寒暖の差が大きい内陸性の気候と、水と緑に抱かれた豊かな自然環境に恵まれ、ここに住む人たち一人ひとりによって、その自然が守られてきました。

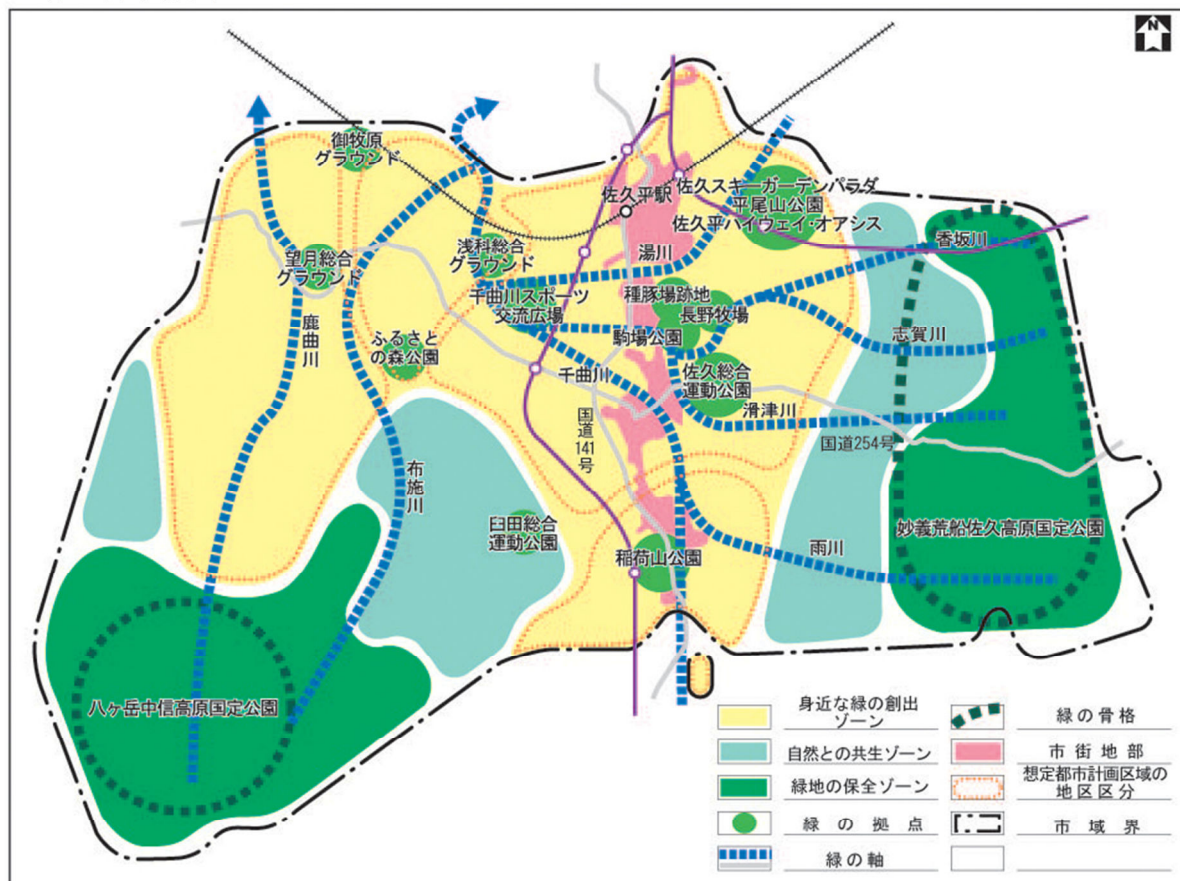
市を特徴付ける“水と緑”を単なる物的資源というだけでなく、人及び大地を潤す生き生きとした存在として捉え、地域の特性に合った保全、育成、創出の考え方で、景観形成への配慮もしつつ、緑の拠点・軸を形成し、多様な緑を持つ佐久市を目指します。

今後、都市活力を生み出す適正な開発と調和を図りながらまちづくりを進めたいという想いを込め、本計画では緑の将来像を以下のとおり設定します。

水と緑が輝き 人と自然が共生する

公園都市 佐久

■ 緑の将来像図



身近な緑の創出ゾーン：市街地部の外側に広がる区域で、街区公園等の身近な公園・緑地を創り出していきます。

自然との共生ゾーン：田園地帯から丘陵部にかけての豊かな自然が残されている区域で、都市と自然が共生して緑を保全していきます。

緑地の保全ゾーン：豊かな緑を形成する山地部で、恒久的に維持・保全していきます。

緑の拠点：レクリエーションをはじめ多目的活動を対象とした公園等のオープンスペースの整備・活用を推進します。

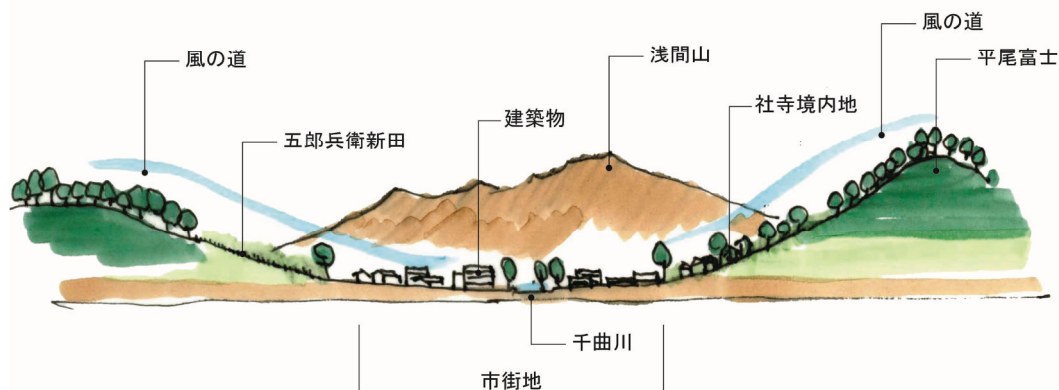
緑の軸：多様な機能を持つ緑地としての主要な河川及び道路を軸とし、保全・育成をしていきます。

緑の骨格：佐久の原風景を特徴づける緑地を骨格とし、維持・保全していきます。

市街地部：現行の用途地域であり、公園や街路樹の整備、公共空間や民有地での緑化を進めていきます。

■ 水と緑、さらに風の環境がつくる高燥冷涼のイメージ

東西の丘陵から吹く風は、印象的な初夏の清涼なる清しきだけでなく、吹きすさぶ寒風も佐久の厳しい自然を特徴付けています。季節の寒暖の風に揺れる緑は、その時々・場面で異なった表情を見せ、水辺の空間と相まって、田園から市街地まで移り変わる美しい四季の変化を見せてくれます。



(3) 基本方針

「水と緑が輝き 人と自然が共生する 公園都市 佐久」という緑の将来像を実現していくため、次の基本方針を設定します。

① 水が輝く環境を保全し、身近な水辺のある緑をつくり、親しむ

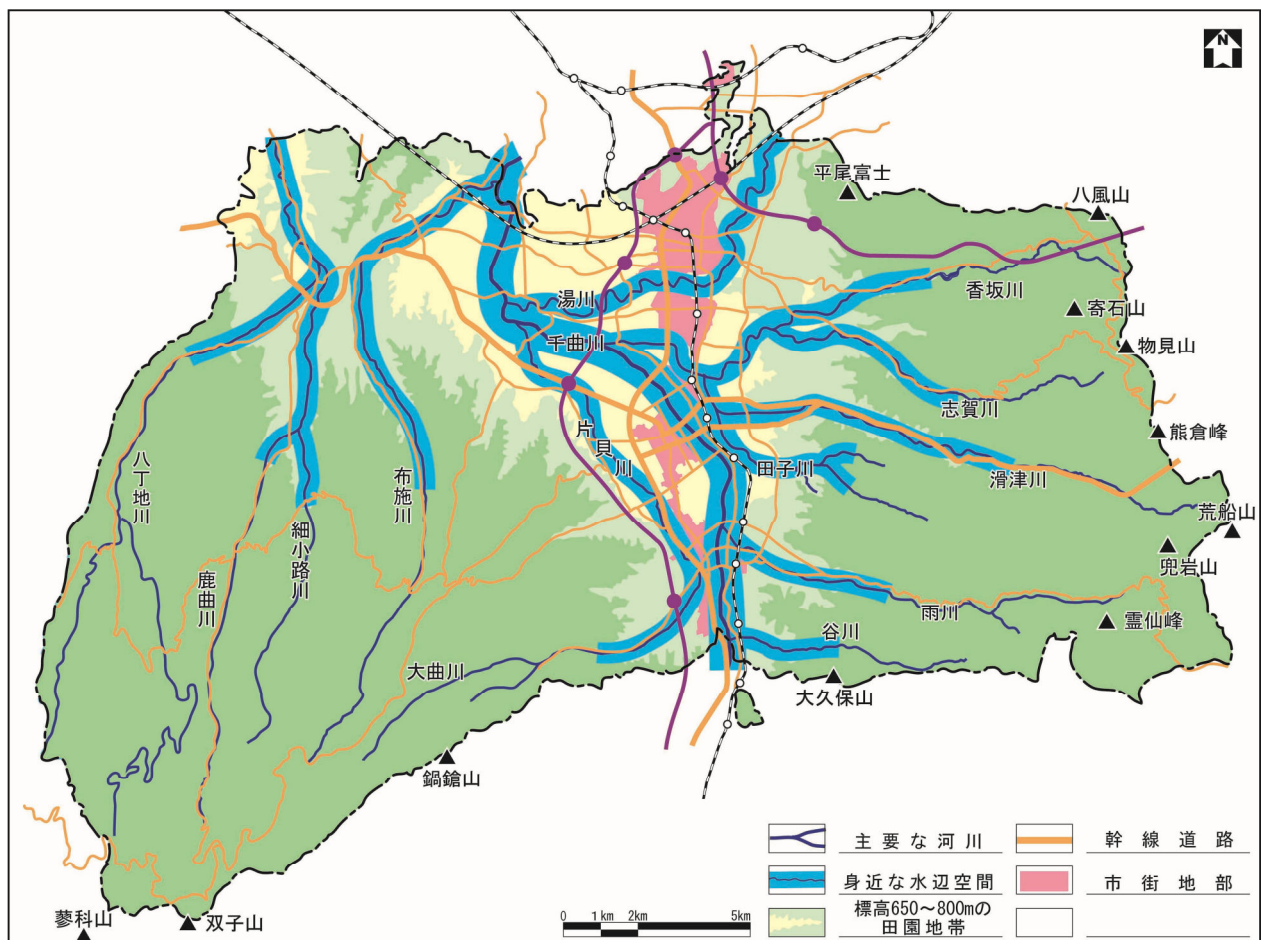
千曲川をはじめとした市内を流れる河川は、佐久平の水と緑の骨格を形成しています。また、低地部から山地部にかけて農地が広がっており、さくさく小径やサイクリングロード及び中嶋公園等身近な水辺空間としての緑を形成しています。

水辺は、新緑から紅葉まで多彩な緑や鮮やかな花の色彩を映し出し、日頃忘れがちな季節感を市民に与えてくれます。

身近な水辺空間を、より地域レベルや広域的な視点を持ちながら市全体の緑の骨格として形成し、親水性のある身近な水辺のある緑をつくり、市民がより水辺に親しむ環境づくりを進めます。

そのため、河川の緑の保全や河川周辺での施設整備、既存施設の適切な維持管理により河川と周辺が一体となった水辺環境の創造を目指します。

本市の主要な河川と一体となった水辺環境を示すと下図のとおりです。



②

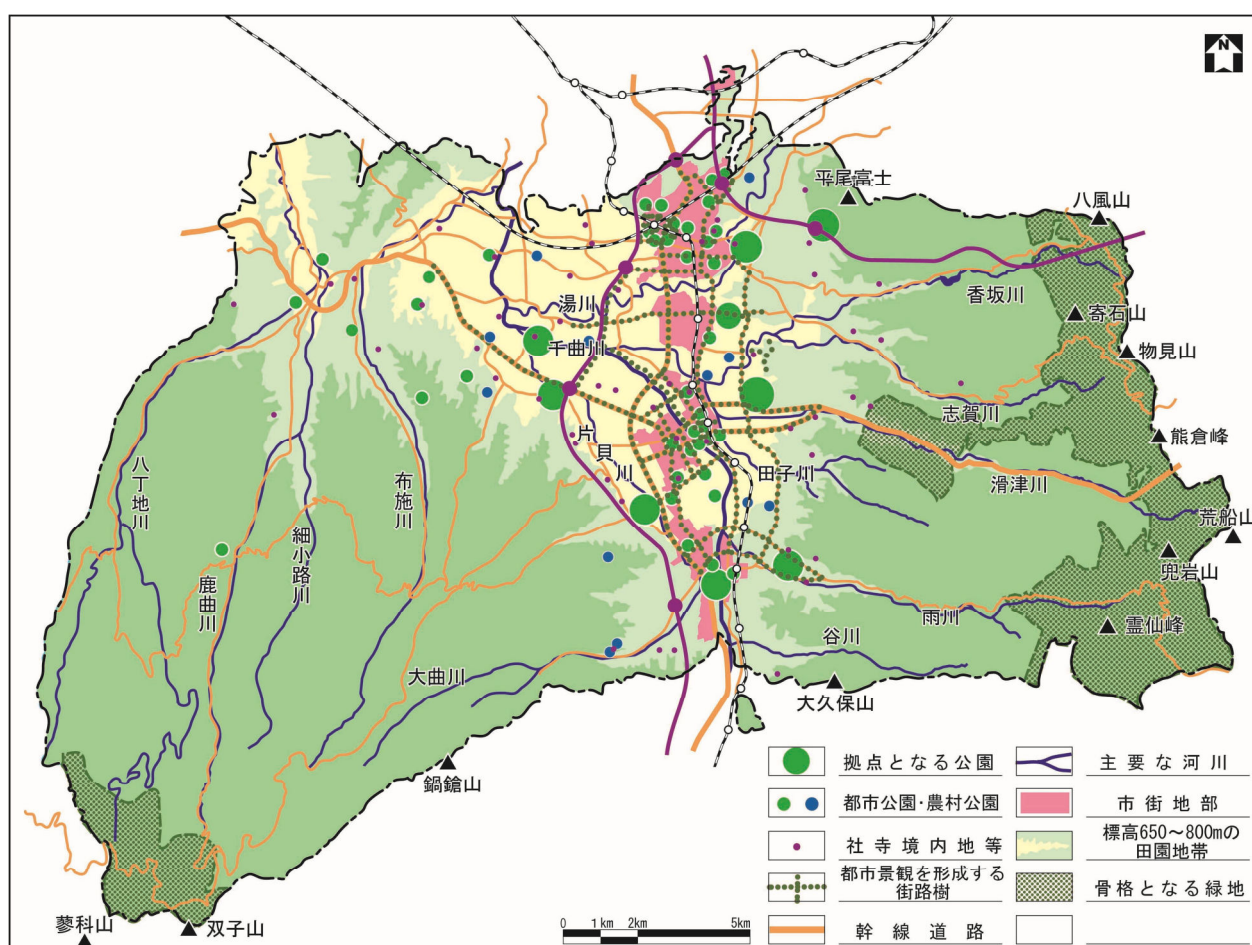
緑が輝く環境を保全し、身近な緑をつくり、育てる

東は荒船山、物見山、寄石山及び八風山等の妙義荒船佐久高原国定公園地域に指定され、また、南から西に向かっては蓼科山・双子山の八ヶ岳中信高原国定公園地域に指定されており、緑の骨格を形成しています。

また、平地では社寺境内地、農地、集落地の緑といった多様な緑が点在し、春の緑や芽吹き、夏の十分な陽光のもとに輝く新緑、まばゆい秋のコスモスなどが人々にやすらぎを与えています。

そのため、社寺境内地や農地を含む田園地帯ではこれら緑を保全するとともに身近な緑を活用したまちづくりを推進します。

一方、緑が少ない市街地部では、都市公園の整備や都市景観を形成する街路樹や公園などのオープンスペースの確保とともに、佐久平駅前を始め公共公益施設や民間施設などにおいて、夏の厳しい日差しをさえぎる木陰の創出や色彩で来訪者に癒しを与える身近な緑の積極的な創出に努めます。これら保全・活用していく緑を示すと以下のとおりです。



③

水と緑が輝くネットワークをつくる

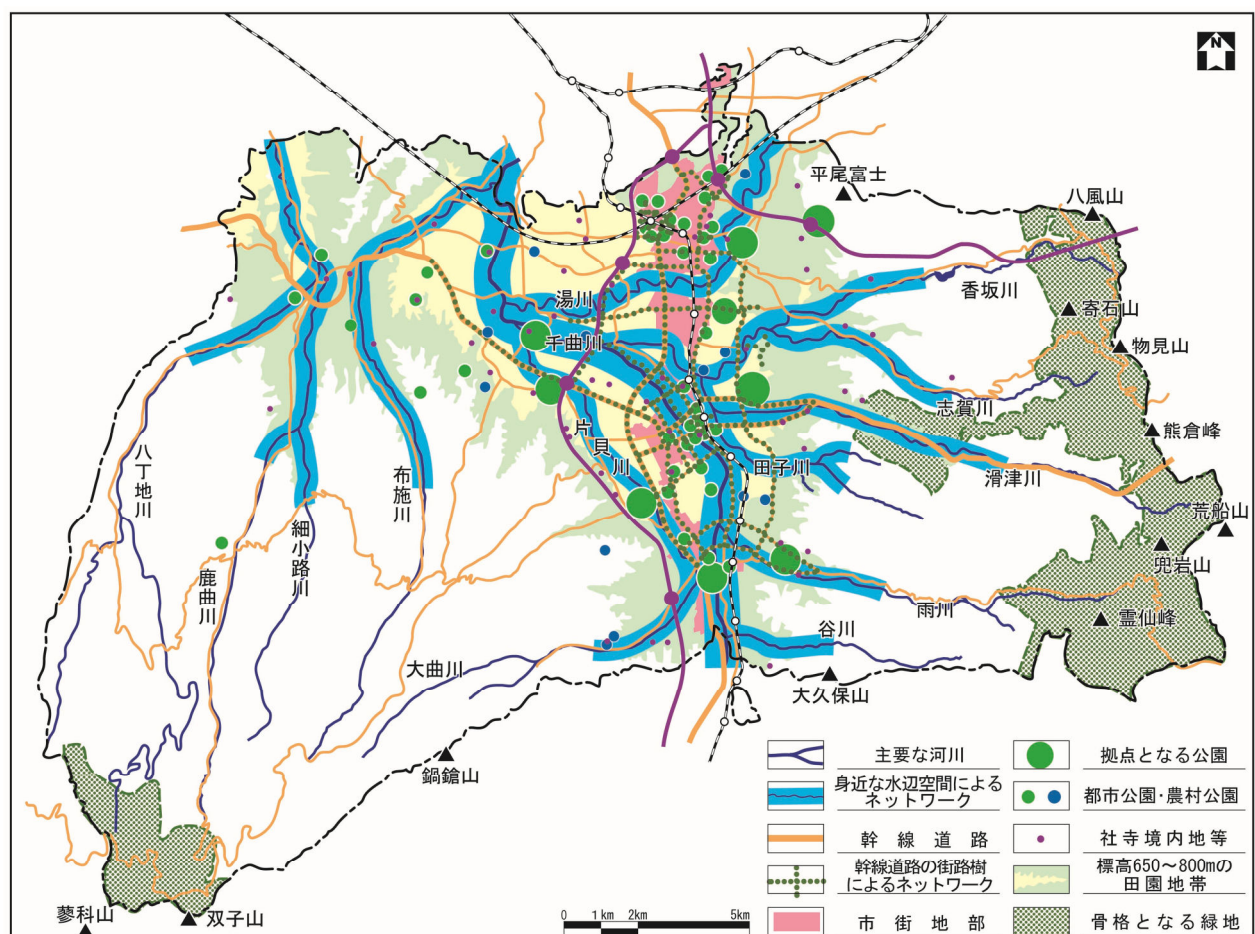
千曲川は南から北に貫流し、東部山地からは雨川を始め湯川等が山地部と集落地を含む田園地帯から市街地を抜けて千曲川へと、また西部山地からは片貝川、布施川、鹿曲川、細小路川、八丁地川が山地部から既存集落地を抜けて千曲川へと流れ込んでいます。

また、湯川をはじめとした川に浸食された河岸段丘と周辺の緑は本市の独特な景観を形成しています。これら河川などが緑を繋ぐ素材となりますが、現状ではこの緑の骨格が十分に活かされておらず、東西、南北方向の緑のネットワークが形成されているとは言えない状況です。

そこで、河川や社寺境内地等のさまざまな緑を保全・活用することや道路への街路樹植栽などの緑化により、緑が少ない市街地の中にも緑を創出して繋ぎ、四季折々の多様な緑で季節が循環する緑のネットワークづくりを進めます。また、身近な水辺空間などに残る河岸段丘沿いの緑を保全・育成することで本市における緑のベルトづくりを目指します。

そして、山地部の大きな緑から市街地の身近な緑へと連続性を保つことで、水と緑のネットワークをつくります。

拠点となる公園、都市公園・農村公園及び社寺境内地等のさまざまな緑と河川・幹線道路の街路樹等で構成される水と緑のネットワークを示すと下図のとおりです。



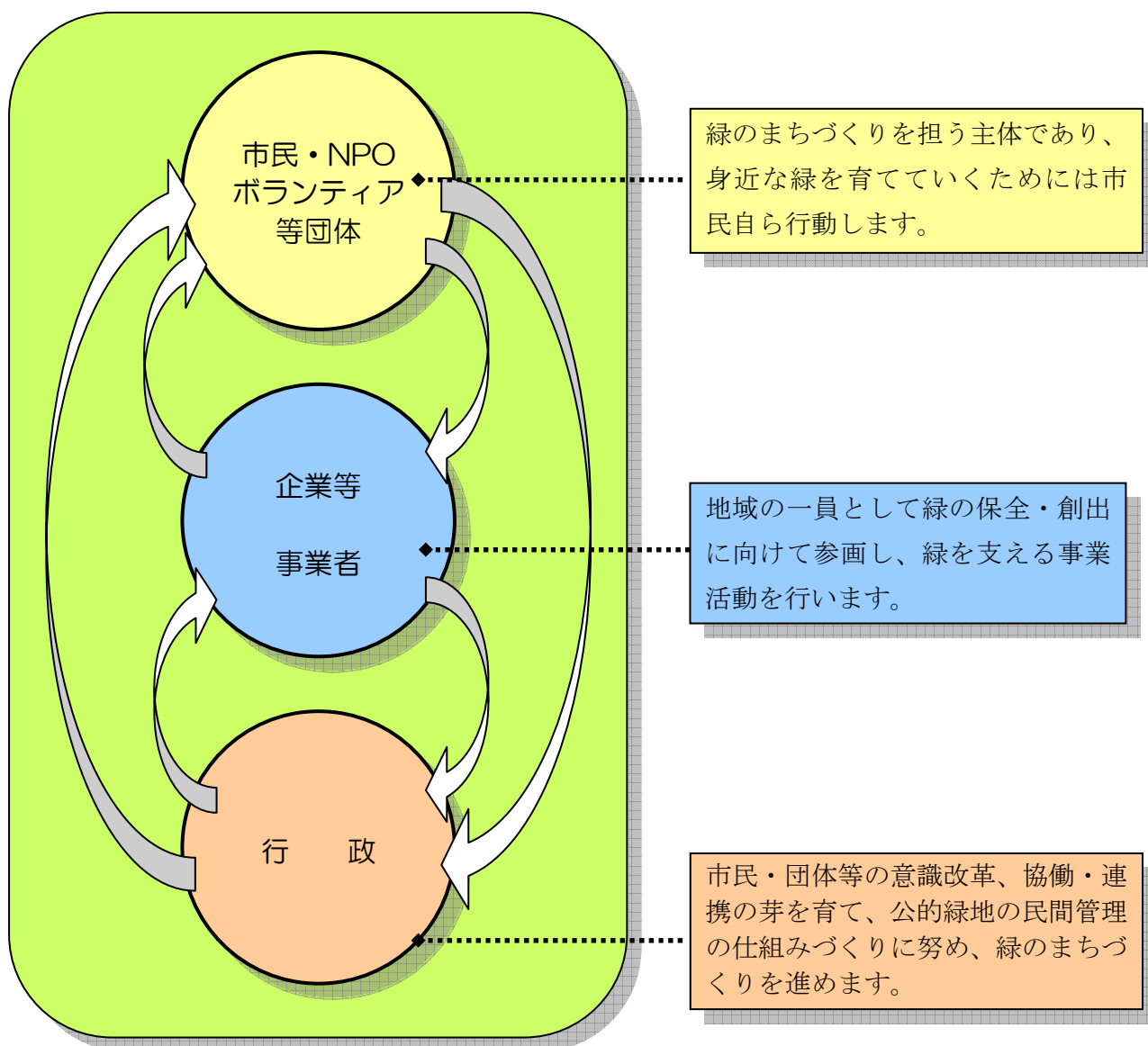
④

市民による緑のパートナーシップを築く

緑豊かなまちづくりに向けて、行政が担う部分には限界があります。限られた財源を効果的に活用する為には、緑の効率的な整備・維持の考え方が不可欠です。そのため、市民・NPO・ボランティア等団体、企業等事業者がともに力を合わせて、緑のまちづくりを担う主体となり、取り組む必要があります。

また、市民意向調査からは市民の緑に対する考え方や要望が多様化しており、季節を演出する植栽や維持管理で真に豊かな緑のあるまちづくりを進めるなど、市民が自主的に行動することも必要です。

そのため、緑のパートナーシップを支える市民・団体等の意識改革、協働・連携の芽を育て、公的緑地の民間管理の仕組みづくりに努め、緑のまちづくりの輪を広げます。



(4) 将来フレームの設定

本計画の将来フレームは次のとおりとします。

① 計画フレーム(計画対象区域・計画の期間・将来人口等)

● 計画対象区域は想定都市計画区域

「佐久市緑の基本計画」の計画対象区域は佐久市内の都市計画区域としますが、本計画策定時現在(平成20年3月)の対象区域は、想定都市計画区域(5頁参照)とします。

● 計画の期間は20年間

「緑の基本計画」は長期(20年後)を見据えた計画であり、本計画では「佐久市都市計画マスタープラン」と整合を取り、目標年次を平成38年度とします。

● 将来人口(想定都市計画区域)は約100,000人

現在の想定都市計画区域の人口は約97,000人ですが、将来における想定都市計画区域内の人口は、都市計画マスタープランで示される将来推計人口(平成38年度の行政区域人口約106,600人)との整合を図り、平成38年度で約100,000人とします。

② 緑地の確保目標

● 緑地の維持・確保

本市の想定都市計画区域には農地を除き、都市公園等、緑地協定、地区計画、河川区域、保安林区域、地域森林計画対象民有林などの担保性のある緑地が確保されています。

しかし、「国土利用計画(佐久市計画)」によれば、自然的土地利用から都市的土地利用(宅地、道路等公共施設など)への転換が進むと想定されており、その転換に伴う緑地の減少が考えられます。

この様なことから、開発との調整を図りつつ、緑地の減少を極力抑えるとともに、保全すべき緑地の指定や公園等の順次整備により、想定都市計画区域には緑地が将来にわたり維持・確保されていくことを目標とします。

③ 都市公園の整備目標

● 市民1人あたり(想定都市計画区域内)の公園の面積を20㎡とする

都市公園の面積は、平成19年12月現在で市民1人あたり(想定都市計画区域内)約7.43㎡となっています。これを都市公園等を整備することにより、市民1人あたり(想定都市計画区域内)約20㎡の確保につとめます。

第4章

緑地の配置方針

第4章 緑地の配置方針

4-1 機能別緑地の配置方針

都市緑地は環境保全、レクリエーション、防災、景観形成等の諸機能を有していると考えられ、緑地を系統的に配置することで、これらの機能を効果的に発揮させることができます。

そのため、環境保全、レクリエーション、防災、景観形成の4つの系統によって主となる緑地を次のとおり配置していきます。

(1) 環境保全系統からみた緑地の配置方針

① 緑の骨格と軸

本市の原風景を表現し特徴付ける緑地を骨格とし、河川及びその周辺の緑及び街路樹を備えた幹線道路を緑の軸として位置づけ、保全・維持を推進します。

② 優れた歴史や文化の緑

市内にある社寺境内地は身近な緑地資源となっており、これら歴史的風土に育まれた特徴的な緑を保全していきます。

③ 自然との共生

良好な自然環境を有し、動植物の生息域など自然と共生する緑地を積極的に維持・保全していきます。

方 針	地区	配 置 す る 緑
① 緑の骨格と軸 本市を取り囲むように位置する国定公園等を保全・維持するとともに、河川周辺の緑を保全し、さらに街路樹の維持・育成を促進していきます。	佐久	妙義荒船佐久高原国定公園/ハヶ岳中信高原国定公園/千曲川/湯川/滑津川/片貝川/長野牧場の並木道/国道254号/国道141号等幹線道路
	臼田	大久保山/田口峠/霊仙峰/千曲川/片貝川/雨川/谷川/広川原等
	浅科	千曲川/布施川/国道142号等
	望月	双子山/布施川/鹿曲川/細小路川等
② 優れた歴史や文化の緑 天然記念物等の位置する緑地環境を保全し、また、史跡の拠点は今後も積極的に保全していきます。	佐久	ヒカリゴケ自生地/王城のケヤキ/白山神社のイチイの古樹/旧中込学校/鼻顔稻荷神社/伴野城跡/貞祥寺等
	臼田	龍岡城五稜郭/新海三社神社等
	浅科	五郎兵衛新田/五郎兵衛用水等
	望月	望月城跡/中山道望月宿等
③ 自然との共生(ビオトープネットワーク) 市街地の緑辺部にある良好な自然環境を有する田園地帯や沢筋等について、農業・林業との調整を図りながら、動植物の生息域の保全を図っていきます。	佐久	標高650～800mの田園地帯/千曲川/田子川/志賀川/香坂川/霞川/湯川/濁川/片貝川及び沢筋等/金龍寺の崖/岩尾城跡の崖等
	臼田	雨川ダム/広川原/平のため池等
	浅科	御牧原に散在するため池等
	望月	鹿曲川/八丁地川/細小路川/布施川等の沢筋

(2) レクリエーション系統からみた緑地の配置方針

① 緑の拠点

市民の様々な利用や活動の場となる公園緑地を主体とした緑のオープンスペースを緑の拠点として位置づけ、積極的な活用を促進していきます。

② 日常圏を対象とした緑地

より身近で幅広い利用形態に対応できる緑地として、都市公園、小・中学校グラウンド及び公共公益施設等緑地を日常圏を対象とした緑地として位置づけ、積極的な活用を推進していきます。

③ 自然と触れあえる緑地

安全に自然や水、土等と触れあえることのできる緑地を位置づけ、積極的に保全していきます。

方 針	地区	配 置 す る 緑
① 緑の拠点 広域圏を対象とした多目的な活動に対応できるオープンスペースを、都市の顔となる緑地として、維持管理していきます。	佐久	佐久スキーガーデンパラダ/平尾山公園 佐久平ハイウェイオアシス/佐久総合運動公園/駒場公園/種豚場跡地/長野牧場/千曲川スポーツ交流広場
	臼田	稲荷山公園/臼田総合運動公園等
	浅科	ふるさとの森公園/浅科総合グラウンド/御牧原グラウンド等
	望月	望月総合グラウンド/民間施設のゴルフ場等
② 日常圏を対象とした緑地 都市公園、小・中学校グラウンドは日常、身近で多目的な活動に対応できる公園緑地であり社寺境内地等とネットワークを図り、積極的な活用を促進していきます。	佐久	各都市公園/小・中学校グラウンド/社寺境内地等
	臼田	各都市公園/小・中学校グラウンド/社寺境内地等
	浅科	各都市公園/小・中学校グラウンド/社寺境内地等
	望月	各都市公園/小・中学校グラウンド/社寺境内地等
③ 自然と触れあえる緑地 より身近で安全に、自然や水と土に触れ合える緑地等で周辺と一体的に保全を図っていきます。	佐久	さくらさく小径/榛名平公園/中嶋公園/社寺境内地/各河川等
	臼田	千曲川/片貝川/雨川/谷川/臼田橋周辺の桜等
	浅科	千曲川/布施川等
	望月	春日溪谷/ジリの木広場/鹿曲川/八丁地川等

(3) 防災系統からみた緑地の配置方針

① 災害を防止するとともに、災害時の安全を確保する緑地

自然災害や人為的な都市災害などを未然に防ぐ緑地や災害時に避難場所となる緑地や災害を防止する緑地として、各学校のグラウンドや都市公園及び防火帯となる各河川や幹線道路の街路樹等を位置づけ、それぞれのネットワーク化を図っていきます。

② 避難場所や防災活動拠点となる緑地

災害の場合の避難場所や防災・救援活動拠点としても利用できる緑地として、各運動場・グラウンド及び総合公園等、街路樹のある道路等とネットワーク化を図っていきます。

方 針	地区	配 置 す る 緑
① 災害を防止するとともに、災害時の安全を確保する緑地 自然災害から集落や市街地を守る緑地及び都市災害を防止する工業地における緩衝緑地等であり、河川の緑地や傾斜地の緑地を維持・保全し、また主要幹線道路の植栽帯等を整備していきます。	佐久	都市公園/各学校のグラウンド/主要幹線道路/工場敷地内の緑地/各地区内に指定されている保安林/市街地の縁辺部に位置する樹林地や農地等/千曲川/湯川/滑津川等
	臼田	雨川/谷川/片貝川/主要幹線道路((都)3・3・2小諸佐久臼田線/3・5・25 取出中央線/3・5・22 臼田駅中央線)/工場敷地の緑地/保安林区域の緑地等
	浅科	主要幹線道路(浅科バイパス/国道 142 号)/千曲川/布施川等
	望月	鹿曲川/八丁地川/細小路川/布施川等
② 避難場所や防災活動拠点となる緑地 災害時の一時避難場所や地域における救援活動の拠点等となる緑地であり、都市公園や各学校、グラウンド等を適切に配置し、それぞれの避難路となるネットワークを図ります。	佐久	都市公園/小・中学校のグラウンド/民間会社が所有するグラウンド/駒場公園/佐久総合運動公園/その他公共施設/千曲川スポーツ交流広場/平尾山第2駐車場(地域防災計画にて拠点ヘリポートとして指定)等
	臼田	都市公園/平の総合グラウンド/小・中学校グラウンド/その他運動場等
	浅科	都市公園/小・中学校グラウンド/その他運動場等
	望月	都市公園/小・中学校グラウンド/その他運動場等

(4) 景観形成系統からみた緑地の配置方針

① 歴史的・郷土的景観・田園景観を形成するとともに、地域特性を表す緑地

都市や地域にとって象徴的な景観を形成する緑地を位置づけ、周辺の緑地と一体的に保全の推進を図っていきます。

② 都市景観を形成する緑地

都市の顔となり、良好な都市景観の形成に必要な緑地として、計画的な緑化の推進を図ります。

方 針	地区	配 置 す る 緑
① 歴史的・郷土的景観・田園景観を形成するとともに、地域特性を表す緑地 歴史的に育まれた緑地と一体的な環境を保全し、また、郷土的景観として地域のシンボルとして活用を図っていきます。	佐久	鼻顔稲荷神社/駒形神社/貞祥寺/長野牧場の並木道/千曲川/旧中込学校/国道 254 号コスモス街道/湯川等の河岸段丘/農地に点在する集落地/内山峡等
	臼田	稲荷神社周辺/龍岡城五稜郭周辺/新海三社神社/雨川/谷川等
	浅科	中山道八幡宿・塩名田宿/八幡神社/千曲川/布施川/五郎兵衛新田等
	望月	中山道望月宿/豊川稲荷神社/春日溪谷/鹿曲川等
② 都市景観を形成する緑地 鉄道駅や市役所周辺は都市の顔となる地域であり、施設周辺や街並み及び幹線道路を都市の顔となる緑地として積極的に緑化を推進していきます。	佐久	ミレニアムパーク/佐久平駅前広場周辺/市役所周辺/民間施設の手入れされた緑/主要な幹線道路((都)3・3・2 小諸 佐久臼田線/3・3・3 原東 1 号線/3・3・37 佐久南インター線/国道 254 号/国道 141 号)等
	臼田	主要な幹線道路((都)3・5・25 取出中央線/国道 141 号(バイパス))/稲荷山公園/臼田スタードーム周辺等
	浅科	浅科バイパス/国道 142 号等
	望月	国道 254 号等

4-2 都市公園の配置方針

都市公園の整備目標は、市民1人あたり（想定都市計画区域内）20㎡とするとフレームを達成するには約130haの都市公園が必要となります。しかし、本市には都市公園以外にも農村公園、児童遊園等、多く都市公園に値する施設があり、これらを有効に活用し、これをもってしても不足となる場合に新たな都市公園を配置することとします。

なお、住区基幹公園については各地区ごとに都市計画中央審議会答申の目標数値を目標として配置します。

表 標準的な都市公園の配置基準

種 別	設置目的及び配置基準
街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。1箇所あたりの面積は0.25haが標準。
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。1箇所あたりの面積は2haが標準。
地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。1箇所あたりの面積は4haが標準。
総合公園	主として市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。1箇所あたりの面積は10～50haが標準。
運動公園	主として運動の用に供することを目的とする公園。1箇所あたりの面積は15～75haが標準。
その他公園	風致の享受の用に供することを目的とする公園や動物公園、植物公園、歴史公園その他特殊な利用を目的とする特殊公園等。
大規模公園	一の市町村の区域を越える広域の区域を対象とし、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園等。1箇所あたりの面積は50ha以上が標準。

（1）住区基幹公園の配置方針

① 街区公園

現在の想定都市計画区域の街区公園は34公園で面積は約7.03ha（0.73㎡/人）であり、将来の想定都市計画区域人口を約100,000人（1.0㎡/人）とすると、今後さらに約2.97haが必要とされます。

- ・ **佐久地区**； 将来必要とされる面積は約1.34haで、児童遊園と農村公園を充当しても約0.36ha不足するため、新たに2公園を配置します（原公園など）。
- ・ **臼田地区**； 将来必要とされる面積は約1.24haで、既存の農村公園や児童遊園等で充足されているため、新たな公園の配置計画はありません。
- ・ **浅科地区**； 将来必要とされる面積は約0.44haで、既存の児童遊園で充足されているため、新たな公園の配置計画はありません。
- ・ **望月地区**； 既存の公園で充足されているため、新たな公園の配置計画はありません。

② 近隣公園

現在の想定都市計画区域内の近隣公園は4公園で面積は約5.39ha（0.56㎡/人）であり、将来の想定都市計画区域人口を約100,000人（2.0㎡/人）とすると、今後さらに約14.61haが必要とされます。また、地区において必要とされる近隣公園面積は次のとおりです。

- ・ **佐久地区**； 将来必要とされる面積は約9.91haで、既存の佐久市営グラウンド、うな沢公園等を充当しても約4.37ha不足のため、新たに2公園を配置します（種豚場跡地に公園の配置を検討）。
- ・ **臼田地区**； 将来必要とされる面積は約3.04haで、既存の龍岡城五稜郭を充当しても約0.14ha不足のため、新たに1公園を配置します（五稜郭公園）。
- ・ **浅科地区**； 将来必要とされる面積は約1.32haですので、新たに1公園を配置します（親水公園の配置を検討）。
- ・ **望月地区**； 将来必要とされる面積は約0.34haですので、新たに1公園を配置します（望月城跡公園の配置を検討）。

③ 地区公園

現在の想定都市計画区域の地区公園は4公園で面積は約21.29ha（2.20㎡/人）であり、将来の想定都市計画区域人口約100,000人（1.0㎡/人）とすると、地区において必要とされる地区公園面積は次のとおりです。

- ・ **佐久地区**； 現在の地区公園は鼻顔公園、さくらさく小径、千曲川スポーツ交流広場の3公園で面積は約17.29haあり、充足されているため新たな公園の配置計画はありません。
- ・ **臼田地区**； 現在の地区公園は稲荷山公園の1公園で面積は、4.00haあり充足されているため、新たな公園の配置計画はありません。
- ・ **浅科地区**； 将来必要とされる面積は0.66haですので、望月地区と併せて新たに1公園を配置します（観音峯公園の配置を検討）。
- ・ **望月地区**； 将来必要とされる面積は0.87haですので、浅科地区と併せて新たに1公園を配置します（観音峯公園の配置を検討）。

（2）都市基幹公園の配置方針

① 総合公園

現在の想定都市計画区域の総合公園は平尾山公園と駒場公園の2公園で面積は約36.63ha（3.78㎡/人）であり、将来想定都市計画区域人口を約100,000人（3.0㎡/人）とすると、現在の2公園で充足されているため、新たな公園の配置計画はありません。

② 運動公園

現在、整備中である佐久総合運動公園（22.10ha）と臼田総合運動公園（0.93ha）で、将来的に充足しているため、新たな公園の配置計画はありません。

(3) その他公園及び大規模公園の配置方針

① その他公園

その他公園は特殊公園として、現在では榛名平公園が約 1.61ha で 1 人あたり約 0.17 m²となりますが、新たな公園の配置計画はしません。

② 大規模公園

現在、大規模公園はありませんが、平尾山には昆虫体験学習館やカブトムシドーム等のある平尾の森 森林セラピー基地や佐久平ハイウェイオアシス等が整備されており、広域的で総合的なレクリエーション拠点となっております。こうしたことから平尾山公園、平尾の森 森林セラピー基地及び佐久平ハイウェイオアシス等の施設相互の有効活用を図り、将来大規模公園に位置づけられるように検討をしていきます。

■ 佐久市地区別将来公園整備目標表

			中央審議 会の目標 数値	佐久市の現況					佐久市の将来計画						
				現況人口		面積		一人当たり	佐久市の将来 人口		中央審議会 目標数値	佐久市の 目標数値			
住区基幹公園	街区公園 (標準0.25ha)	佐久地区		67,344	人	5.61	ha	0.83	m ² /人	69,537	人	6.95	ha	6.95	ha
		臼田地区		14,715	人	0.28	ha	0.19	m ² /人	15,194	人	1.52	ha	1.52	ha
		浅科地区		6,370	人	0.22	ha	0.35	m ² /人	6,578	人	0.66	ha	0.66	ha
		望月地区		8,417	人	0.92	ha	1.09	m ² /人	8,691	人	0.87	ha	0.92	ha
			1.0m ² ／人	96,846	人	7.03	ha	0.73	m ² /人	100,000	人	10.00	ha	10.05	ha
	近隣公園 (標準2.0ha)	佐久地区		67,344	人	3.99	ha	0.59	m ² /人	69,537	人	13.90	ha	13.90	ha
		臼田地区		14,715	人	0.00	ha	0.00	m ² /人	15,194	人	3.04	ha	3.04	ha
		浅科地区		6,370	人	0.00	ha	0.00	m ² /人	6,578	人	1.32	ha	1.32	ha
		望月地区		8,417	人	1.40	ha	1.66	m ² /人	8,691	人	1.74	ha	1.74	ha
			2.0m ² ／人	96,846	人	5.39	ha	0.56	m ² /人	100,000	人	20.00	ha	20.00	ha
	地区公園 (標準4.0ha)	佐久地区		67,344	人	17.29	ha	2.57	m ² /人	69,537	人	6.95	ha	17.29	ha
		臼田地区		14,715	人	4.00	ha	2.72	m ² /人	15,194	人	1.52	ha	4.00	ha
		浅科地区		6,370	人	0.00	ha	0.00	m ² /人	6,578	人	0.66	ha	0.66	ha
		望月地区		8,417	人	0.00	ha	0.00	m ² /人	8,691	人	0.87	ha	0.87	ha
			1.0m ² ／人	96,846	人	21.29	ha	2.20	m ² /人	100,000	人	10.00	ha	22.82	ha
					96,846	人	33.71	ha	3.48	m ² /人	100,000	人	40.00	ha	52.87
都市基幹公園	総合公園(標準10.0ha)		3.0m ² ／人	96,846	人	36.63	ha	3.78	m ² /人	100,000	人	30.00	ha	36.63	ha
	運動公園(標準15.0ha)		1.5m ² ／人	96,846	人	0.00	ha	0.00	m ² /人	100,000	人	15.00	ha	22.10	ha
			4.5m ² ／人	96,846	人	36.63	ha	3.78	m ² /人	100,000	人	45.00	ha	58.73	ha
その他公園			8.5m ² ／人	96,846	人	1.61	ha	0.17	m ² /人	100,000	人	85.00	ha	1.61	ha
大規模公園　(標準50.0ha)			3.0m ² ／人	96,846	人	0.00	ha	0.00	m ² /人	100,000	人	30.00	ha	86.79	ha
合計			20.0m ² ／人	96,846	人	71.95	ha	7.43	m ² /人	100,000	人	200.00	ha	200.00	ha

* 将来想定都市計画区域人口100,000人の内訳は、各地区人口の伸びは同じとみなし、現在の各地区人口比率より算出した。

- ① 佐久地区人口 $67,344人 \times 100,000人 / 96,846人 = 69,537人$
 ② 臼田地区人口 $14,715人 \times 100,000人 / 96,846人 = 15,194人$
 ③ 浅科地区人口 $6,370人 \times 100,000人 / 96,846人 = 6,578人$
 ④ 望月地区人口 $8,417人 \times 100,000人 / 96,846人 = 8,691人$
 計 100,000人

第5章

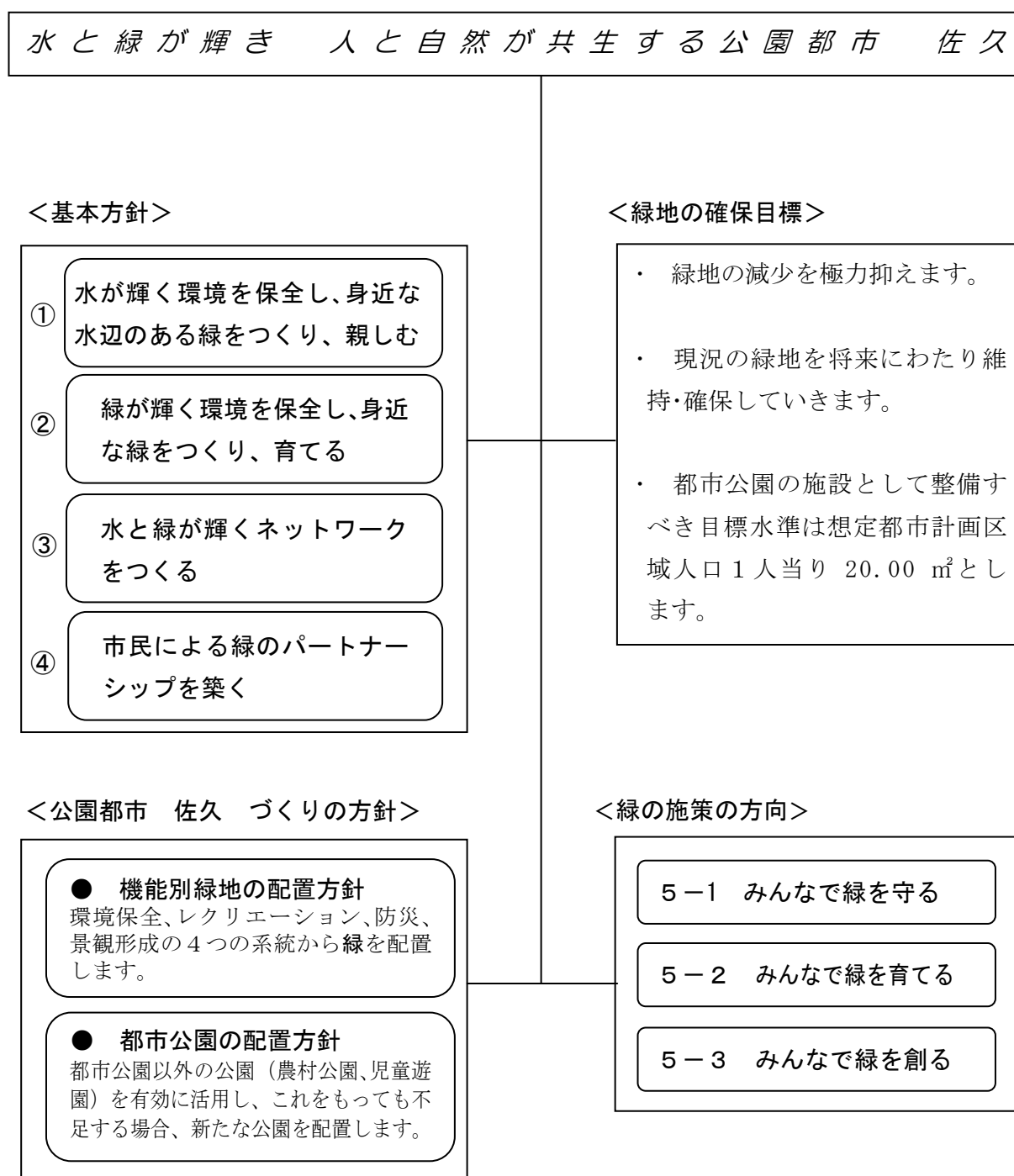
緑地の保全及び 緑化の推進のための施策

第5章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

緑の将来像、基本方針及び計画目標を踏まえつつ、『水と緑が輝き 人と自然が共生する公園都市 佐久』の実現に向けて、市民・ボランティア等団体、企業等事業者及び行政が共に進めていく緑の施策の方向として、「みんなで緑を守る」「みんなで緑を育てる」「みんなで緑を創る」の3つを設定します。この3つの緑の施策の方向をもとに個々の緑の施策の展開を図っていきます。

図 緑の将来像と施策の方向の関係

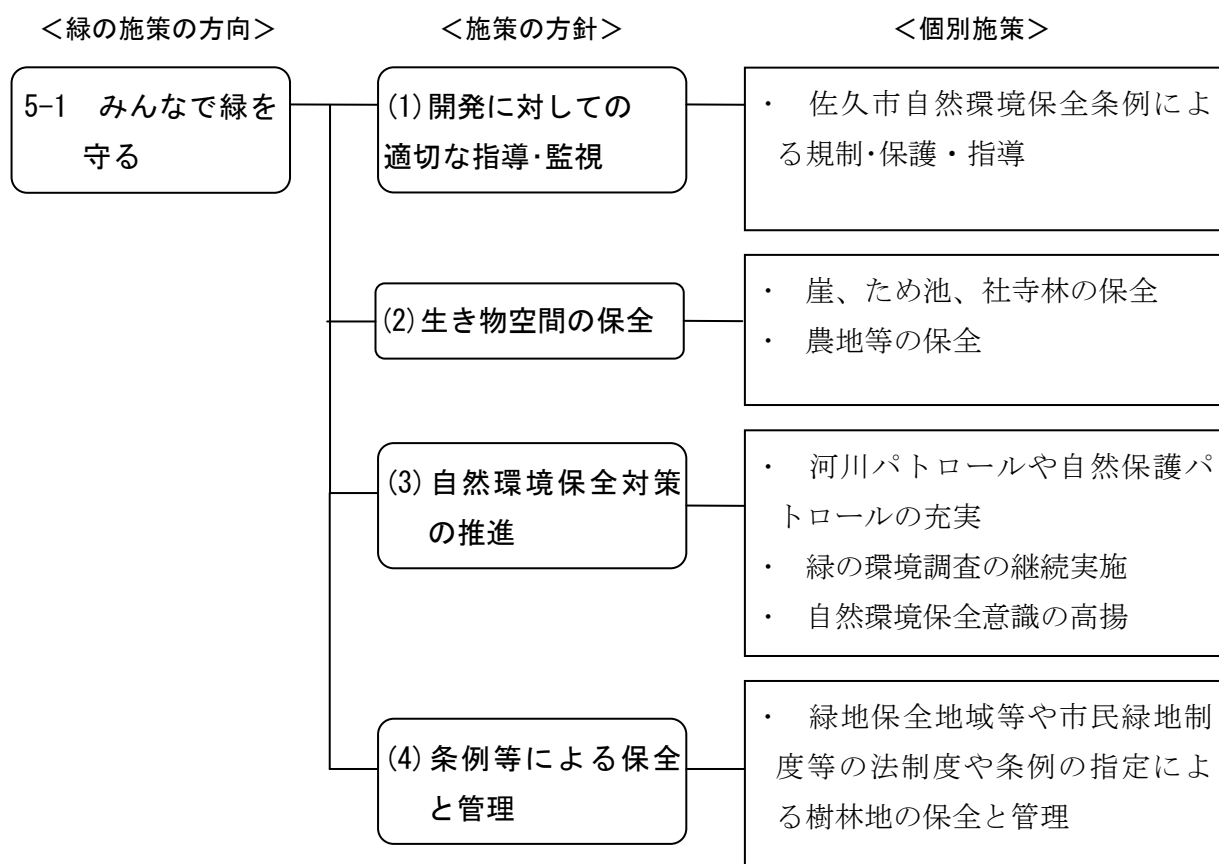
<緑の将来像>



5-1 みんなで緑を守る

本市は山地部、丘陵地、田園地帯、河川と変化に富んだ自然を有しています。また、カラマツ・スギ林の植林地やクヌギ・コナラ等の二次林や農地が多く、良好な植物等や貴重な野生動物等の生息域にもなっています。一方、貞祥寺や龍岡城五稜郭等歴史的建造物も点在しており、開発等により緑が少なくなっている中で、特にこれらを保全することに努めます。

また、市街地の中にも樹林や大径木、並木等緑が残されていますが、適切な保全が求められており、これらの貴重な緑を将来へ向けて積極的に保全していきます。



（１）開発に対しての適切な指導・監視

自然に影響を与える開発行為等に対しては、環境保全対策を講じるよう適切な指導・誘導を図るとともに、快適環境を維持するための指導・監視を強化していきます。

（２）生き物空間の保全

金龍寺の崖や岩尾城跡の崖等の河岸段丘、御牧原に点在するため池、社寺林等の保全を推進するとともに、市街地周辺の農地（標高 650～800mの田園地帯）は農業と林業の調整を図りながらビオトープネットワーク（生物生息空間の連続）の形成を図ります。

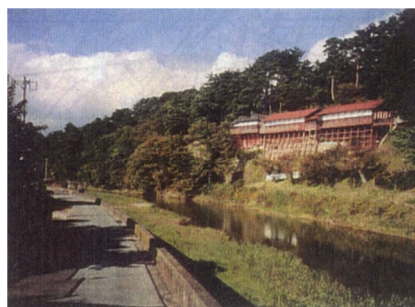


平尾山公園「カブトムシドーム」

（３）自然環境保全対策の推進

都市化の進展や外来種の進入・繁茂に伴う生態系の影響を把握するため、身近な生き物の生息状況を把握する緑の環境調査を継続するとともに、自然環境保全意識の高揚を図ります。

また、関係機関との連携を強化し、河川パトロールや自然保護パトロールの充実を図ります。



湯川と鼻顔稻荷神社

（４）条例等による保全と管理

平地に残存する雑木林や社寺林及び河岸段丘の緑を保全するとともにその管理や利用に配慮した取り組みを行います。具体的には都市緑地法に規定される緑地保全地域等の指定、市民緑地制度の適用や市の自然環境保全条例による「自然保全地区」や「環境保全地区」の指定による樹林地の保全を図ります。また、適切な管理方法について検討していきます。なお適用が考えられる佐久市及び長野県の条例・要綱を次に示します。



カラマツの紅葉

● 佐久市条例等

決定主体 *1	条例・要綱等の名称	公布・決定年月日		対象範囲 *2	概要・趣旨等
		当 初	最 終		
市	佐久市公園条例	平成 19 年 3 月 23 日	平成 19 年 9 月 28 日	佐久市	都市公園法及び地方自治法に基づき、都市公園及び都市公園以外の設置及び管理について定める。
市	佐久市景観形成懇話会設置要綱	平成 5 年 9 月 30 日	平成 17 年 4 月 1 日	佐久市	豊かな自然を守り育て、潤いとゆとりにあふれた良好な景観の形成を図る。
市	佐久市地域景観整備事業補助金公布要綱	平成 17 年 4 月 1 日		佐久市	長野県景観条例第 12 条の規定による景観形成重点地域及び条例第 18 条の規定により認定された景観形成住民協定等によって景観形成を推進し、魅力あふれる佐久市実現に資するために行う事業に対し、予算の範囲で補助金を交付する。
市	佐久市自然環境保全条例	平成 18 年 3 月 24 日		佐久市	自然環境を保全することについて必要な事項を定めることによって自然環境の保護を図る。
市	佐久市緑の街づくり要綱	平成 17 年 4 月 1 日		佐久市	自然と調和し、潤いと安らぎのある公園都市の形成を図ることを目的として実施する花と緑の街づくりの推進についての基本方針を定める。
県	長野県景観条例	平成 4 年 3 月 19 日	平成 17 年 10 月 17 日	長野県	景観形成に関する県、市町村、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに景観形成に必要な施策に関する事項について定める。

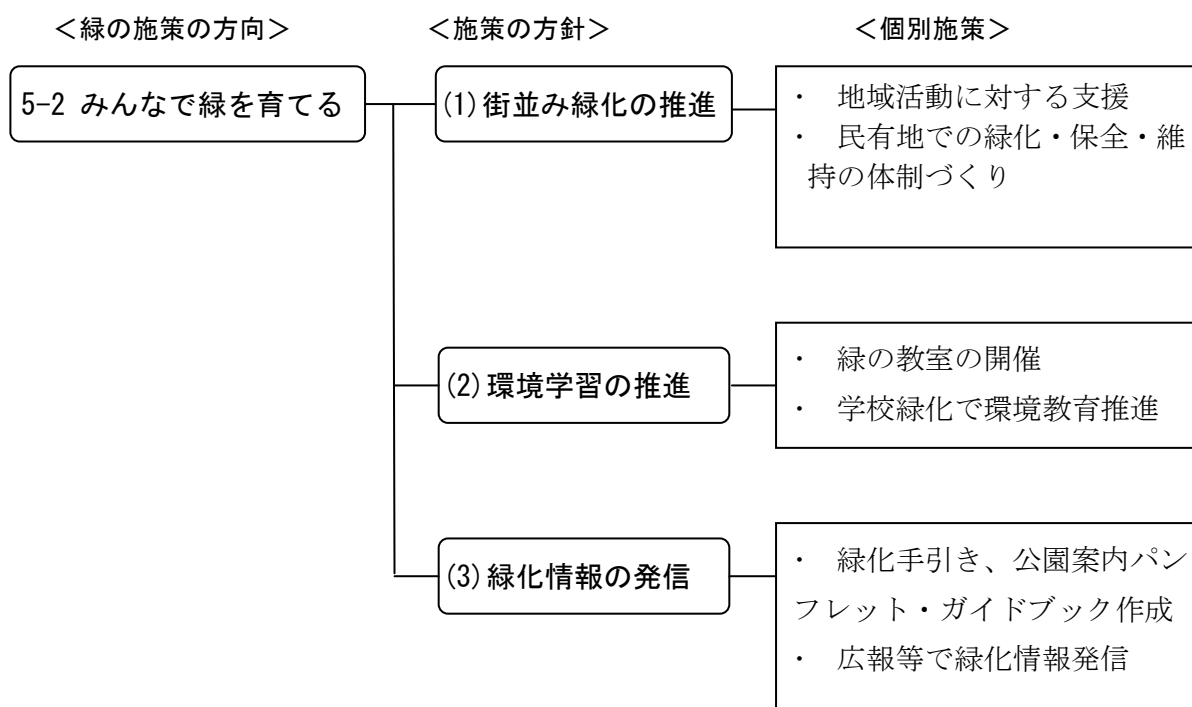
*1 県条例か市町村条例かを区別するため決定主体を示す。

*2 条例が適用される区域を示す。

5-2 みんなで緑を育てる

市民・ボランティア等団体、企業等事業者及び行政が連携して、住宅、工場や公共公益施設等への緑化を推進することにより、緑を大きく育て、公共空間から民間敷地まで連続する緑のある佐久市をめざします。

また、市民が環境の大切さを理解するよう拠点となる緑を育てます。



(1) 街並み緑化の推進

地域住民による住民協定や緑地協定などの締結を促進するとともに、市民ボランティア等団体や企業等事業者及び行政が連携して、緑化の推進を図ります。

① 地域活動に対する支援

現在、国道142号でのフラワーロード活動、地域住民によるコスモス街道(国道254号)での地域活動など一部の道路、公園や駅前広場、河川などの公共公益施設や学校では、地域住民による美化活動が実施されています。

このような活動に対して、それぞれの地区の婦人会、青年会、子供会等との連携を図り、これら施設の緑の管理に参加を促す仕組みとして緑の里親制度の推進や支援のあり方を総合的に検討していきます。



地域ぐるみで緑を育てるコスモス街道



コスモス街道

また、街区公園など地域に密着した公園は地域のものであり、地域で育てていくという緑のパートナーシップを築くという面からも公園の地元管理を拡大していきます。

② 民有地での緑化・保全・維持の体制づくり

これまで企業等事業者が自主的に敷地内で緑化を進め地域に貢献してきました。そのため、この芽を育て、引き続き事業者による適切な維持・管理活動ができるような支援体制づくりを積極的に推進します。

また、都市住民と農村との交流を農業祭などを通して推進する必要があります。



三河田工業団地の緑化



佐久市農業祭

(2) 環境学習の推進

森林・林業の大切さ、その役割や必要性について理解を深めるため、緑の教室の開催など学習機能の充実に努めます。

また、小学校をはじめとする教育施設にトンボ池などのビオトープを設け、環境教育に活用するとともに、児童・生徒が参画して環境学習や地域の緑の拠点となるように努めます。



緑の少年団

(3) 緑化情報の発信

緑化手法や管理手法をわかりやすく記した手引きの作成を検討していきます。

また、公園利用を図るため案内ガイドのパンフレット等の作成を検討していきます。市の広報やホームページによる緑化に関する催しや活動の情報提供を進めます。



平尾山公園・さくらさく小径案内ガイド

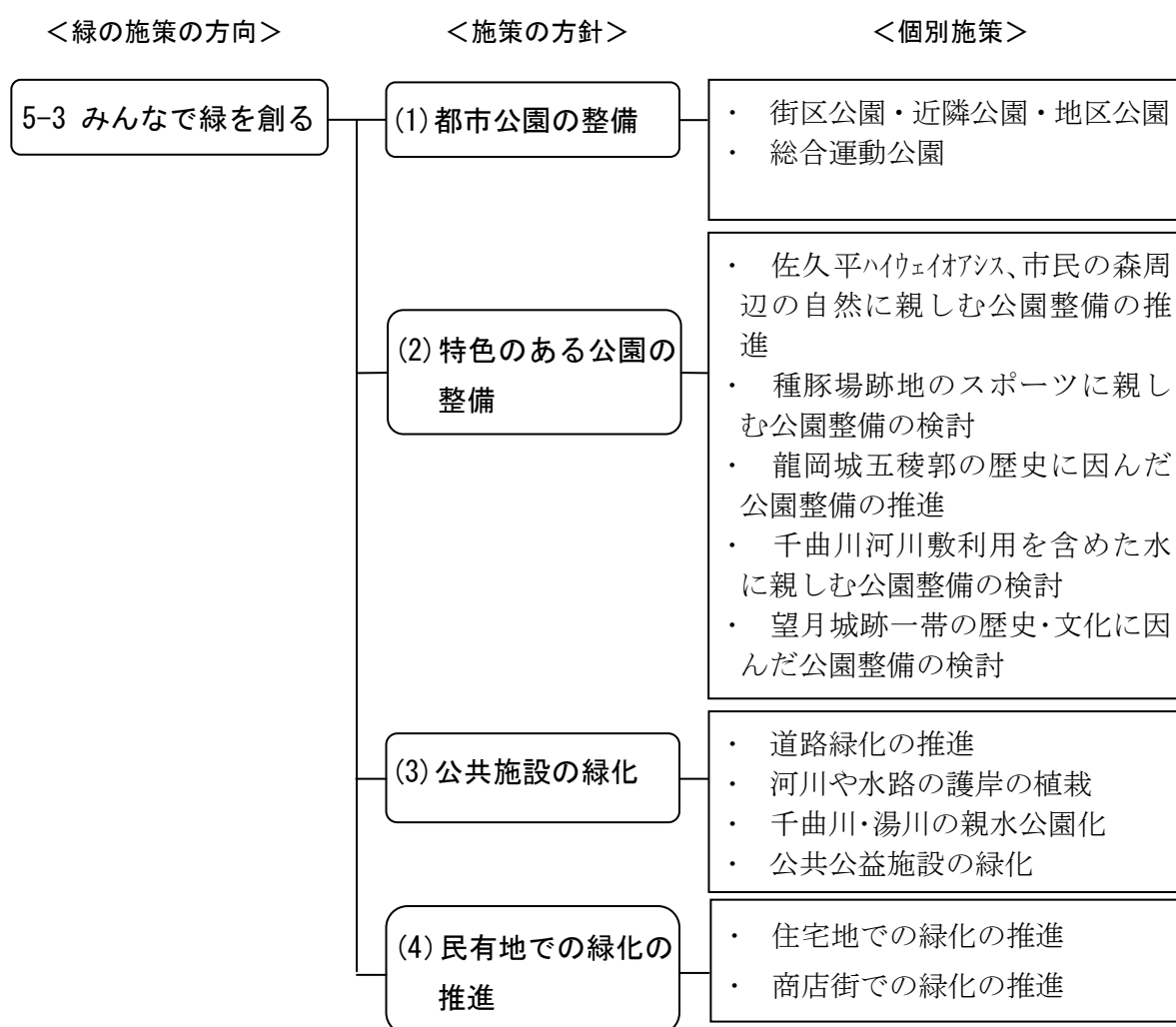
5-3 みんなで緑を創る

街区公園等の小規模な公園は市民生活に密着して最も活用されており、住民意向調査においても身近な公園の整備が多く要望されています。

このような観点から、街区公園をはじめとした都市公園の整備を進めるとともに、公園の再整備や美化活動など市民の積極的な参加による維持・管理を進めます。

併せて、自然とのふれあい、スポーツ活動、歴史・文化に親しむなどの市民の多様なニーズに応える特色のある公園づくりを推進します。

また、市民が日ごろ接する機会の多い道路・河川・公共公益施設など公共的な空間での緑化や民有地での緑化を官民協働で推進します。



まちじゅう音楽祭



少年野球大会



長野牧場の並木

(1) 市公園の整備

① 街区公園の整備

想定都市計画区域内の身近な公園としての街区公園は、高齢者の健康づくり、子育て世代への支援等及びユニバーサルデザインに配慮し、また、地区別の整備バランスを考慮して原公園などの新しい公園の整備を図ります。

新規街区公園の整備や老朽化が進んだ街区公園の再整備については、緑の里親制度の適用など市民ボランティア等団体及び企業等事業者の積極的な参加を検討します。

② 近隣公園の整備

近隣公園は現在、王城公園、中嶋公園、ミレニアムパーク及び布施温泉公園の4箇所ですが、五稜郭公園の整備をはじめとし、地区ごとに新たな配置計画を進めながら地域住民との協働による管理や美化活動を行い、ゆとりと潤いのあるオープンスペースを確保していきます。

③ 地区公園の整備

現在、地区公園は鼻顔公園、さくらさく小径、千曲川スポーツ交流広場及び稲荷山公園の4箇所ですが、観音峰公園などの新たな公園の整備を検討するとともに、それぞれ広域的なレクリエーション利用が多くこれからも地域住民との協働による管理やボランティア等団体による管理や美化活動を推進していきます。

④ 総合運動公園の整備

平賀に緑豊かな市民のスポーツ・レクリエーション活動の拠点、広域スポーツ交流の中核施設として、佐久総合運動公園を整備します。

(2) 特色のある公園の整備

① 佐久平ハウエイアス、市民の森周辺の自然に親しむ公園整備の推進

佐久平ハウエイアス、市民の森周辺は市民の憩いの場として、また、観光拠点として施設の充実を進め、利用の一層の拡大を推進するとともに、佐久市森林セラピー基地としてより優れた癒しの場となる施設整備を図ります。



平尾の森・森林セラピーロード

② 種豚場跡地のスポーツに親しむ公園整備の検討

駒場公園と長野牧場に隣接した種豚場跡地はスポーツに親しむ緑の拠点等の公園整備の検討をします。

③ 龍岡城五稜郭の歴史に因んだ公園整備の推進

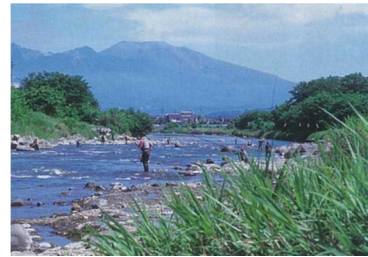
龍岡城五稜郭をはじめ周辺には新海三社神社、蕃松院、上宮寺等歴史的建造物が多く立地しており、これらを結び回遊性を高める地域の観光拠点となる龍岡城五稜郭の歴史に因んだ公園の整備を推進します。



龍岡城五稜郭

④ 千曲川河川敷利用を含めた水に親しむ公園整備の検討

浅科総合グラウンドに隣接して、憩いの場としての千曲川河川敷利用を含めた水に親しむ公園の整備を検討します。



千曲川

⑤ 望月城跡一帯の歴史・文化に因んだ公園整備の検討

中山道望月宿や鹿曲川右岸に立地する望月城跡周辺に歴史・文化に因んだ公園整備を検討し、また、公共施設（総合グラウンド、総合体育館等）とネットワークを図ります。



望月城跡から

（３）公共施設の緑化

① 道路緑化の推進

延焼遮断や避難空間確保など防災に寄与する街路樹を積極的に植栽します。併せて、景観形成への配慮として、観賞植栽帯・花壇等の整備を進め、道路緑化を推進し、緑のネットワーク化を図ります。



フラワーロード活動

② 河川や水路の護岸の植栽

市民ボランティア等団体、企業等事業者及び行政が一体となって河川や水路の護岸の植栽などの河川景観の整備を推進します。

③ 千曲川・湯川の親水公園化

千曲川・湯川河川環境マスタープランに位置付けられた地区や水辺空間の利用可能な地区への親水公園の設置を進めるとともに、新たな親水公園はビオトープ機能にも配慮した整備に努めます。



地域ぐるみでの緑化づくり

④ 公共公益施設の緑化

庁舎、公民館などでは、市民が気軽に緑に触れることができるように、地域住民との協働による公共公益施設の緑化を推進し、潤いのあるまちづくりを創出します。

(4) 民有地での緑化の推進

① 住宅地での緑化の推進

個人が緑化に取り組み、隣りと連続することで緑豊かな住宅地での緑化の推進を図ります。そのため、緑地協定等を活用するとともに、生垣設置の補助等の制度を検討します。



フォレストヒルズ HIRAI

② 商店街での緑化の推進

買物客の休憩空間となる小広場の設置での緑化やプランターの設置を誘導・支援します。そのため、空間確保や苗木・種子の配布などの支援措置を検討します。

5-4 施策と今後の展開

施策の方向と施策の方針及び個別施策を整理し、以下に示します。

施策の方向	施策の方針	施策の方針	実施時期		
			継続	中期	長期
緑を守る	開発に対しての適切な指導・監視	佐久市自然環境保全条例による規制・保護・指導	○		
	生き物空間の保全	ビオトープネットワークの形成			○
	自然環境保全対策の推進	緑の環境調査の継続と、河川パトロールや自然保護パトロールの充実	○		
	条例等による保全と管理	市民緑地制度の適用や「自然保全地区」「環境保全地区」の指定による保全	○		
みんを育なでる緑	街並み緑化の推進	地域活動に対する支援	○		
		民有地での緑化・保全・維持の体制づくり	○		
	環境学習の推進	森林・林業の大切さ、役割、必要性について理解を深めるため、緑の教室の開催など学習機能の充実	○		
	緑化情報の発信	公園利用を図るための案内パンフレット・ガイドブックの作成	○		
みんなで緑を創る	都市公園の整備	街区公園の整備	○	○	
		近隣公園の整備		○	○
		地区公園の整備		○	○
		総合運動公園の整備	○		
	特色のある公園の整備	佐久平ハイウェイオアシス、市民の森周辺の自然に親しむ公園整備の推進		○	
		種豚場跡地のスポーツに親しむ公園整備の検討		○	
		龍岡城五稜郭の歴史に因んだ公園整備の推進	○		
		千曲川河川敷利用を含めた水に親しむ公園整備の検討		○	
		望月城跡一帯の歴史・文化に因んだ公園整備の検討		○	
	公共施設の緑化	道路緑化の推進	○		
		河川や水路の護岸の植栽	○		
		千曲川・湯川の親水公園化	○		
		公共公益施設の緑化	○		
	民有地での緑化の推進	住宅地での緑化の推進	○		
		商店街での緑化の推進	○		

※実施時期：継続：継続して実施／中期：概ね10年以内に実施／長期：概ね10年以上先に実施

第 6 章

先導的地区等の整備

第6章 先導的地区等の整備

今後、緑地の保全を重点的に図る地区と緑化を重点的に進める地区を、本市における取り組みの先導的地区として抽出し、その整備方針を整理します。

● 緑地の保全に重点的に配慮を加えるべき先導的地区

緑地保全地域や特別緑地保全地区などの規制の強い法制度を適用しないまでも、本市において、風致景観の保全の観点、生態系の保全の観点及び市民の自然とのふれあいの場の提供の観点等の都市における緑地の状況等を勘案して、特に「緑地の保全に重点的に配慮を加えるべき地区」として位置づけるもので、次の2地区を取り上げます。

- ・ 湯川（鼻顔橋～昭和橋）地区
- ・ 千曲川（稻荷山周辺）地区

● 重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき先導的地区

緑化地域などの規制の強い法制度を適用せずに柔軟な緑化の施策を用い、今後本市が進める特色のある公園整備と併せて周辺地区一体で特色ある地区づくりを目指す「重点的に緑化の推進に配慮を加える地区」として次の4地区を取り上げます。

- ・ 佐久平駅周辺地区
- ・ 龍岡城五稜郭周辺地区
- ・ 五郎兵衛用水周辺地区
- ・ 中山道望月宿周辺地区

(1) 緑地の保全に重点的に配慮を加えるべき先導的地区

① 湯川（鼻顔橋～昭和橋）地区

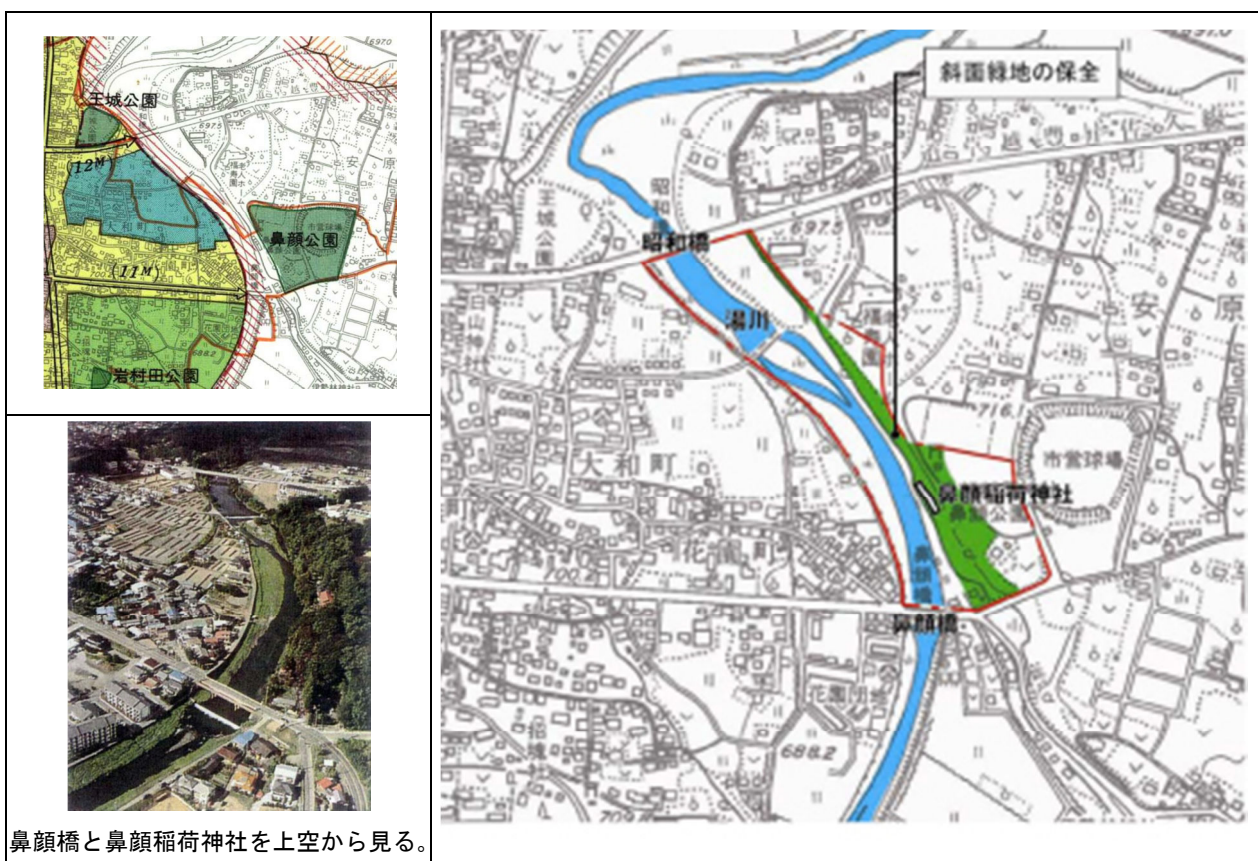
● 対象区域

湯川の崖縁に建つ鼻顔稲荷神社とその斜面緑地は本市の代表的な歴史的景観の一つであります。また、湯川の鼻顔橋と昭和橋の区間は地域住民の手により、鯉等の放流が行われています。

このような歴史的景観と親水的な整備を生かして、緑地の保全に重点的に配慮を加えるべき先導的地区として位置づけます。

● 施策の方針

今後緑地保全地域等の指定による保全を関係機関と協議しながら検討していきます。また、法による区域の指定が困難な場合には市民緑地制度の適用や佐久市自然環境保全条例等による環境保全地区の指定を検討します。



写真：「千曲川・湯川河川環境マスタープラン」

(区域面積；約 6.95ha)

② 千曲川（稲荷山周辺）地区

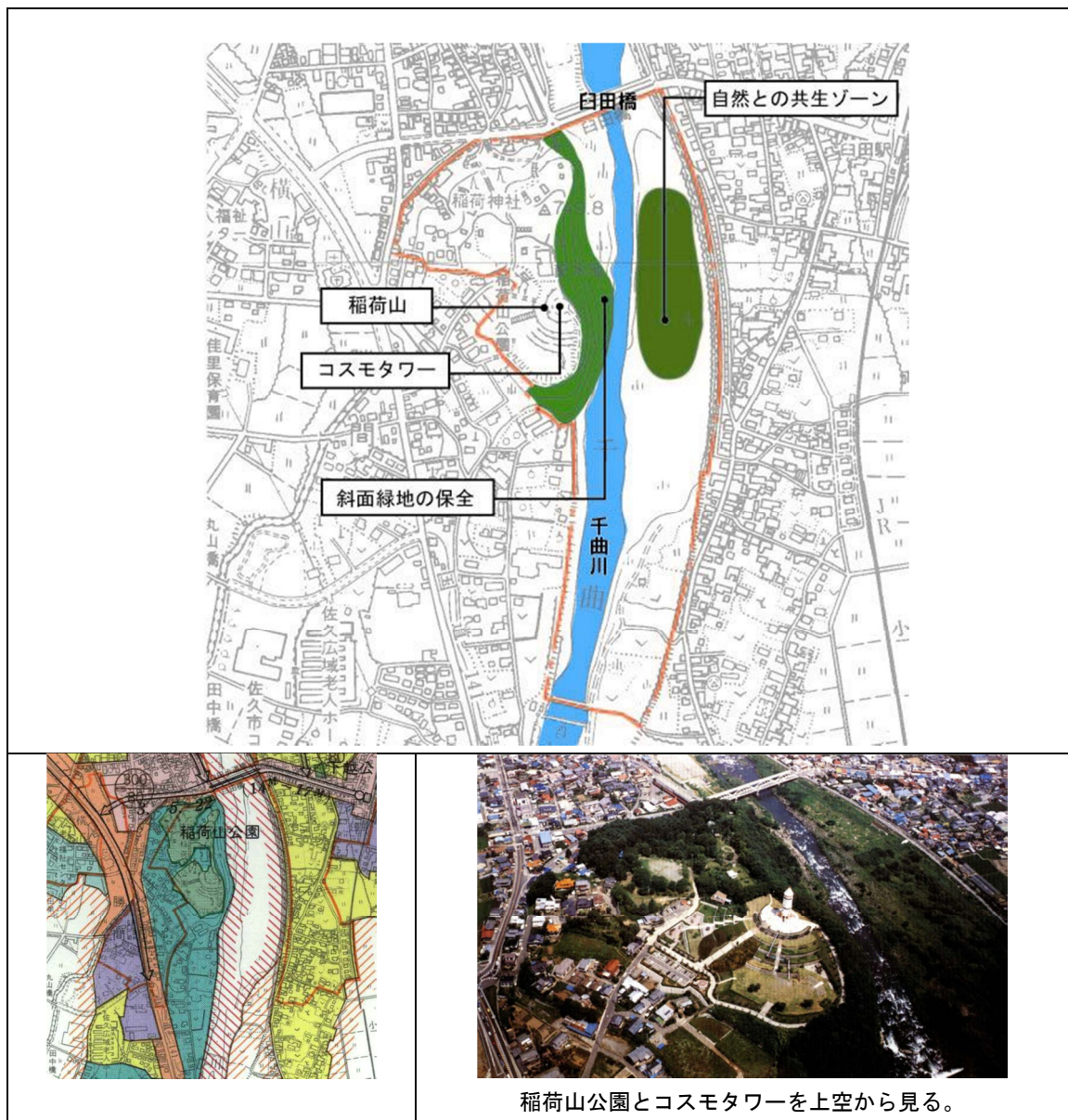
● 対象区域

千曲川左岸の稲荷山にはランドマークとなるコスモタワーがあり、稲荷山付近は河岸段丘区間で自然が豊かであります。また、「千曲川・湯川河川環境マスタープラン」では右岸を自然と共生できる空間として整備していくゾーンに位置づけられております。

そこで、稲荷山と千曲川の自然環境の一体化を考え、樹林地の自然環境をできるだけ保全・育成していくことを主として、緑地の保全に重点的に配慮を加えるべき先導的地区として位置づけます。

● 施策の方針

今後、緑地保全地域等の指定による保全を関係機関と協議しながら検討していきます。また、法による区域の指定が困難な場合には市民緑地制度の適用やその他施策での保全を検討します。



写真：「第4次臼田町総合計画」
(区域面積；約 21.9ha)

(2) 重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき先導的地区

① 佐久平駅周辺地区

● 計画のテーマ

本地区は高速交通網の拠点として、多くの利用者が訪れる佐久の顔となる場所です。従って、重点的に緑化を図ることにより、効果的な景観形成をめざし、次のテーマを設定します。

「佐久の玄関口として、ふさわしい空間づくり」

● 計画の内容

・ 敷地外周部の緑化

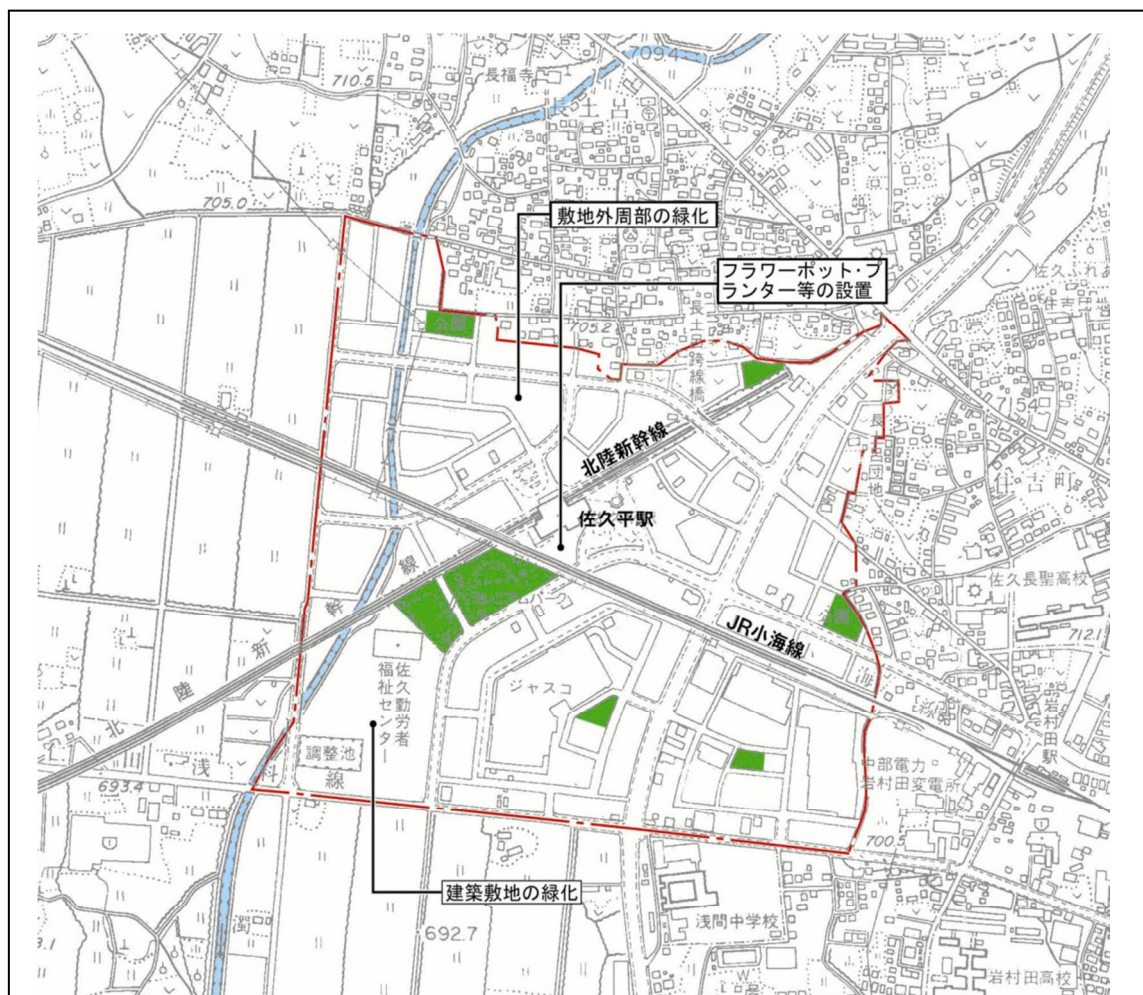
今後整備される施設については、敷地外周部の積極的な緑化を推進します。

・ 建築敷地の緑化

地区計画の推進や緑地協定締結の促進などにより、地区全体の緑化を図ります。

・ フラワーポット・プランター等の設置

人々が集まる舗装広場や歩道にはフラワーポット・プランター等の設置を行い、にぎわいのある場所づくりを行います。



(区域面積；約 60.0ha)

② 龍岡城五稜郭周辺地区

● 計画のテーマ

本地区には龍岡城五稜郭をはじめ、新海三社神社、蕃松院及び上宮寺が立地し、民家にも蔵や黒塀など歴史的な雰囲気がただよっています。また、雨川河川敷や龍岡城五稜郭の堀等水辺景観の形成をめざし、次のテーマを設定します。

「歴史と水辺に親しむ空間づくり」

● 計画の内容

・ 五稜郭公園の整備推進

龍岡城五稜郭と一体となって、地域の観光の拠点となる公園の整備を推進します。

・ うるおいのある歴史的景観形成のための緑化の推進

道路沿いの民有地のわずかなスペースを利用して、四季を通じて緑が楽しめるよう緑地協定等を結ぶなど市民と行政が協働して景観形成のための緑化を推進します。

・ 雨川護岸の緑化の推進

雨川と龍岡城五稜郭の堀などの護岸の緑化や親水護岸化など市民と行政が協力して行える体制づくりを関係機関と協議して進めていきます。

・ 主要地方道下仁田・臼田線沿いの緑化の推進

(主) 下仁田・臼田線沿いのわずかなスペースを活用して緑化を図り、美しい沿道景観の形成を推進します。



(区域面積；約 50.9ha)

③ 五郎兵衛用水周辺地区

● 計画のテーマ

本地区は五郎兵衛用水と五郎兵衛新田という歴史的な構造物と歴史的な景観が形成されている地区です。また、周辺には五郎兵衛記念館や道の駅「ほっとぱーく浅科」やあさしな温泉源泉地が立地しており、駒寄団地西側には柳坂のさくら並木があります。

このような恵まれた地域固有の資源を有効に活用するため、これら施設を結ぶ道路に緑化を行ない、自然と歴史の共生したまちの形成をめざし、次のテーマを設定します。

「歴史と緑が共生するまち」

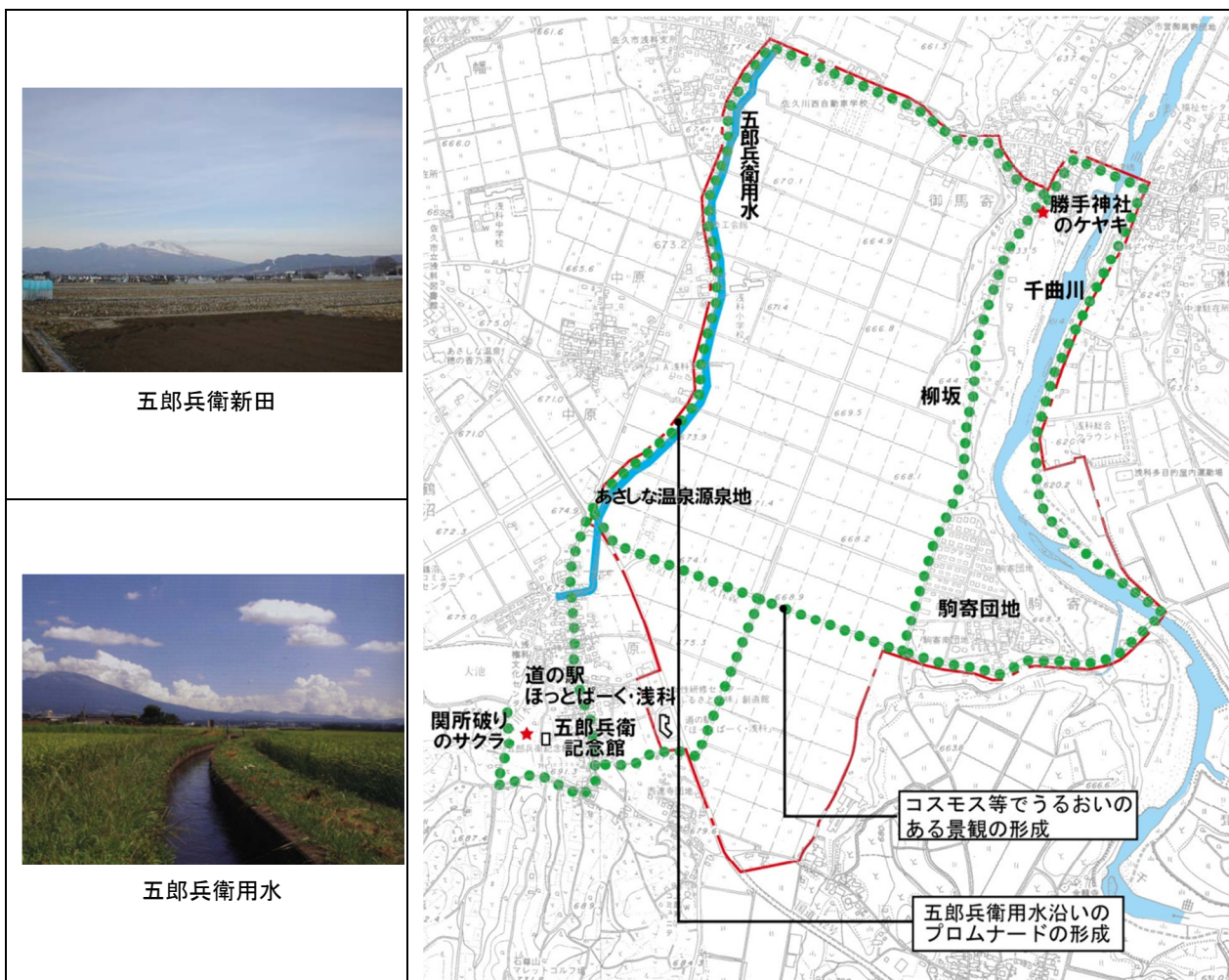
● 計画の内容

・ 水辺のプロムナードの形成と田園景観の向上

道の駅「ほっとぱーく浅科」とあさしな温泉源泉地を結び、五郎兵衛用水沿いに水と緑の帯として、水辺のプロムナードを形成します。また、このプロムナードと駒寄団地西側の柳坂のさくらとネットワークし、沿道にコスモス等の植栽を施し四季が実感できる美しい田園景観の向上に努めます。また、併せて親水公園の整備を検討します。

・ 周辺環境に配慮した公共公益施設の緑化の推進

周辺に立地する公共公益施設については、有数の五郎兵衛米の農地であるため、特に農業に影響の少ない樹種等で緑化を推進します。



(区域面積；約 196.8ha)

④ 中山道望月宿周辺地区

● 計画のテーマ

本地区は歴史的な景観を形成する望月宿の東側にあり、そこには総合体育館、総合グラウンドが立地し、その北側に望月城跡があります。

このような恵まれた地域固有の資源を有効に活用するため、望月宿と望月城跡等との歴史文化資源のネットワーク化を図ることにより、水と緑と歴史の共生したまちの形成をめざし、次のテーマを設定します。

「水と緑と歴史が共生したまち」

● 計画の内容

・ 望月城跡公園の検討

歴史文化資源を活用した中山道「望月宿」や「茂田井間の宿」の散策道の整備、案内板などの設置等に併せて望月城跡一帯の公園整備を検討します。

・ 民有地の緑化の推進

民有地の道路側に生垣やフラワーポット・プランター等を施すことにより、緑化への協力を呼びかけ市民と行政が協働して美しい沿道景観の形成を推進します。

・ 公共公益施設の緑化

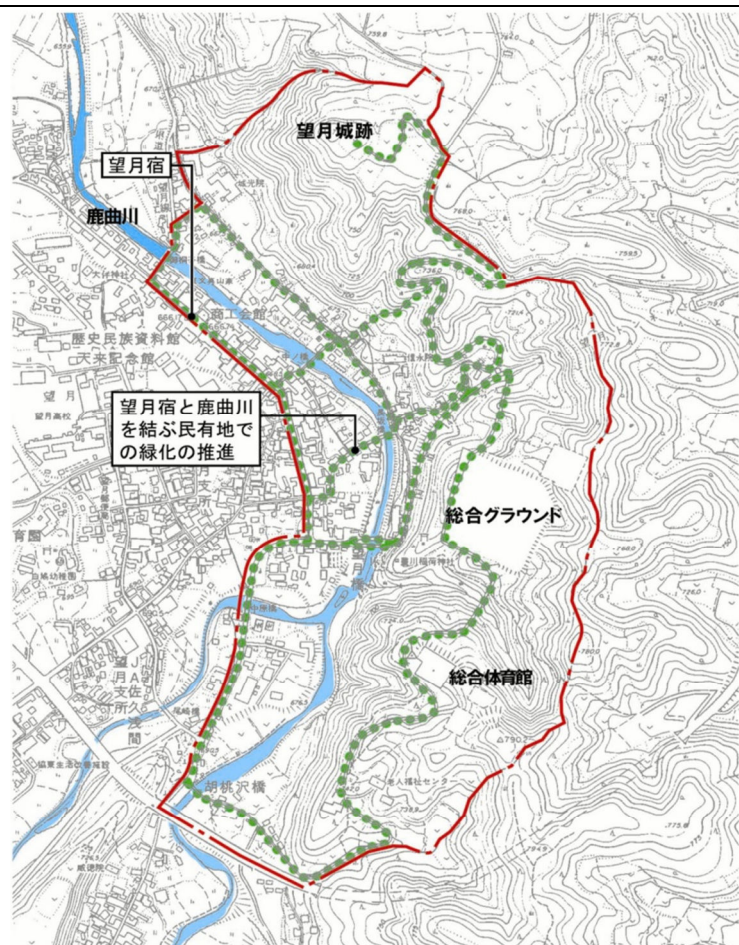
総合体育館、総合グラウンドなどの公共的な施設について、緑化を推進します。



望月宿街並み



望月城跡方向を見る



(区域面積；約 67.3ha)

資料編

【用語解説】

あ

一時避難場所	地震等による災害が発生したときに、一時的に避難して情報を得る場所で、市が小・中学校のグラウンドや公園などを指定する。
運動公園	都市住民全般の、主として運動の利用を目的とした公園。面積 15ha～75ha を標準とする。
オープンスペース	建物の無い一定の広がりのある場所のこと。都市の公共の緑地（公園、運動場等）、その他緑地等（水辺、山林、社寺境内、墓地等）を指す。

か

街区公園	都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として街区の居住者の利用を目的とする公園。1 箇所当たり 0.25ha を標準として設置する。
幹線道路	都市間の主要地点を結ぶ道路のこと。
環境学習	樹林や川など自然の環境や人が活用してきた環境を題材にしながら、自然の仕組みや人の営みとの関わりなどを学ぶこと。
緩衝緑地	一般的に、工場、コンビナート地帯や道路などから周辺の市街地への公害や災害を防止するため設置される緑地。
協働	市民・事業者・市などが、それぞれの役割を果たしながら、同じ目標に向かって取り組むこと。
近隣公園	都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として近隣の居住者の利用を目的とする公園。1 箇所当たり 2ha を標準として設置する。
景観育成住民協定	土地や建物の権利者が景観を形成するために自主的にルールを決める長野県の制度。
建築協定	建物の建て方などについて、地域で決められたルールを地域で合意し、市長等が認可をする制度。

さ

里親制度	里親制度とは公共スペースについて住民が里親となり、植樹帯の維持管理など美化活動等を行う制度であり、現在長野県管理の道路を対象として県・市・地域住民団体等が三者締結をし、活動を行っている。
市民緑地（制度）	都市緑地法に基づき地方公共団体が緑地の所有者と契約を交わして借り受け、一定の期間に市民に開放する緑地（制度）。
社寺林	神社や寺院の周囲の林。
住区基幹公園	主として、周辺に居住する住民の利用に供することを目的とした公園。街区公園、近隣公園及び地区公園で構成される。
総合公園	都市公園法に基づく都市公園の一つで、都市住民全般の休息、鑑賞、散策、遊戯、運動など総合的に利用を目的とする公園。都市規模に応じ、1 箇所当たり 10～50ha を標準として設置する。

た

地区計画	地区の特性を活かした良好な環境の街区を整備・保全することを目的として、都市計画法に基づき、地区施設の位置や建築物及び垣・さくのルールを定める計画制度
地区公園	都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として徒歩圏内の居住者の利用を目的とする公園。1箇所当たり4haを標準として設置する。
特別緑地保全地区	都市緑地法に基づき、都市計画区域内の緑地のうち、風致や景観が優れているなど、一定の要件に該当する良好な自然的環境を形成している緑地の保全を目的として、都道府県または市町村が都市計画に定める地区。
都市基幹公園	都市住民全般を対象とした公園。総合公園と運動公園で構成される。
都市計画区域	市町村の市街地を含む地域を一体的な都市として整備していく区域のこと。新座市は全域が都市計画区域となっている。
都市計画道路	都市計画法に定められた都市施設の一つで、都市計画決定された道路のこと。
都市公園	都市公園法に基づき、地方公共団体または国が都市計画区域内に設置する公園または緑地のこと。
都市緑地法	良好な都市環境の形成を図るために、緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めた法律。
土地区画整理事業	都市計画区域内の市街地を面的に整備する代表的な市街地開発事業。公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業をいう。

は

パートナーシップ	市民・民間団体・事業者・市といった地域の各主体が、それぞれの役割分担のもとで、互いに協力・連携すること。
ヒートアイランド現象	自然の気候とは異なる都市独特の局地的気候。市街地において建物の密集、道路舗装、ビルや工場からの人工熱の放出、大気汚染などの原因によって局地的に気温が上昇する現象。
ビオトープ	ドイツ語で生物を意味する「ビオ」と、場所を意味する「トープ」の合成語。野生生物の生息空間。
保全配慮地区	保全を図るべき必要がある緑地について、市民緑地の指定や条例による保全措置等により、行政と市民が協力しながら、計画的かつ総合的に緑地保全の政策を推進するために定める地区。
保存樹木等	比較的大きな樹木等を保全するために、所有者等の同意を得て、保存樹木等として市が指定している制度。

ま

みどりのまちづくり基金	緑地の保全や緑化の推進を図る目的に設置された基金。
-------------	---------------------------

や		
屋敷林	北風や日差しから居住環境を守るため、屋敷の周囲に植えられている林。	
用途地域	都市計画法で定める区域ごとの建築用途の制限。住宅と工場等異なる機能が混在することを防止し、秩序ある市街地の形成を図ろうとする制度。	
ら		
緑化修景	木や草花が植えられ、飾り整えられた景色。	
緑地協定	一団地の土地等の所有者全員の合意により、市町村長の認可を受けて締結される住民自身による自主的な緑地の保全や緑化の指針に関する協定。	
緑地保全地域	「都市緑地法」によるもので、都市の樹林地・草地・水辺地など、良好な自然環境を形成している場所を定め、一定の行為を制限することで保全を図るべき地区。	
わ		
ワークショップ	参加者が自由に意見交換しながら、創造行為や合意形成を図っていくよう工夫された市民参加型会議の一つ。	



佐久市